

点検・評価報告書

平成 27 年 4 月 1 日

日本赤十字秋田看護大学

目次

序章	1
本章	2
【基準1】 理念・目的	2
1. 現状の説明	2
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	2
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。	3
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	4
2. 点検・評価	4
3. 将来に向けた発展方策	5
4. 根拠資料	5
【基準2】 教育研究組織	7
1. 現状の説明	7
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	7
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	9
2. 点検・評価	9
3. 将来に向けた発展方策	10
4. 根拠資料	10
【基準3】 教員・教員組織	11
1. 現状の説明	11
(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。	11
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	13
(3) 教員の募集・採用・昇任は適切に行われているか。	14
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	15
2. 点検・評価	16
3. 将来に向けた発展方策	17
4. 根拠資料	18
【基準4】 教育内容・方法・成果	19
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	19
1. 現状の説明	19
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	19
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	22

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。	24
(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	25
2. 点検・評価.....	26
3. 将来に向けた発展方策.....	27
4. 根拠資料	28
(2) 教育課程・教育内容	29
1. 現状の説明.....	29
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	29
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	30
2. 点検・評価.....	31
3. 将来に向けた発展方策.....	32
4. 根拠資料	32
(3) 教育方法	34
1. 現状の説明.....	34
(1) 教育方法及び学習指導は適切か。	34
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	35
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	36
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	38
2. 点検・評価.....	39
3. 将来に向けた発展方策.....	40
4. 根拠資料	41
(4) 成果.....	42
1. 現状の説明.....	42
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	42
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。	43
2. 点検・評価.....	44
3. 将来に向けた発展方策.....	45
4. 根拠資料	46
【基準5】 学生の受け入れ.....	47
1. 現状の説明.....	47
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	47
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。	48

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	50
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	51
2. 点検・評価.....	52
3. 将来に向けた発展方策.....	52
4. 根拠資料	53
【基準6】 学生支援.....	55
1. 現状の説明.....	55
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	55
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	56
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	57
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	58
2. 点検・評価.....	59
3. 将来に向けた発展方策.....	60
4. 根拠資料	61
【基準7】 教育研究等環境.....	62
1. 現状の説明.....	62
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	62
(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。	62
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	64
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	66
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	66
2. 点検・評価.....	67
3. 将来に向けた発展方策.....	68
4. 根拠資料	69
【基準8】 社会連携・社会貢献	70
1. 現状の説明.....	70
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	70
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	71
2. 点検・評価.....	72
3. 将来に向けた発展方策.....	73
4. 根拠資料	74
【基準9】 管理運営・財務.....	75
(1) 管理運営	75
1. 現状の説明.....	75

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 ...	75
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	76
(3) 大学業務を円滑に行う事務組織が設置され、十分に機能させているか。	76
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	77
2. 点検・評価.....	78
3. 将来に向けた発展方策.....	79
4. 根拠資料	79
(2) 財務.....	81
1. 現状の説明.....	81
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立している か。	81
(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	83
2. 点検・評価.....	84
3. 将来に向けた発展方策.....	84
4. 根拠資料	85
【基準 10】 内部質保証.....	86
1. 現状の説明.....	86
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対す る説明責任を果たしているか。	86
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	87
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	89
2. 点検・評価.....	90
3. 将来に向けた発展方策.....	91
4. 根拠資料	91
終 章.....	94

序 章

本学における看護師育成は、日本赤十字社秋田支部の救護看護婦養成時代から 118 年の歴史をもつ。明治 29 年（1896 年）の救護看護婦養成開始後、看護専門学校等の改称を経て、平成 8 年（1996 年）には秋田県の要請を受けて看護学科と介護福祉学科からなる短期大学に、さらに看護教育への社会的ニーズに沿って、看護学科は平成 21 年（2009 年）に学校法人日本赤十字学園組織における 6 番目の看護大学として改組し、その 2 年後には看護学研究科を開設した。設置の趣旨に示した本看護学部の目的は、「人道の理念を基調とする人間性の涵養」、「高度な科学・技術を基盤とする実践力を具備した看護師の育成」及び「地域医療・保健・福祉活動の中核となり得る指導的保健師の育成」をすることにより、次世代の看護界をリードする人材を輩出することである。また、本看護学研究科は、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的としている。かくして本学は、多くの看護職を社会に送り出し、地域の保健・医療・福祉に貢献するとともに、長い歴史の中でフローレンス・ナイチンゲール記章の受賞者を 3 名輩出している。これを支えてきたのは、時代の流れの中で赤十字の理念に沿う形で進めてきた組織改革にあると考える。

今日では、科学の進歩や医学の高度化、人口構造および疾病構造の変化や人々の健康生活に対する価値観の多様化により看護への期待が高まる中、本学の教育・運営活動を充実・拡大させていくことが求められている。また、日本赤十字学園第二次中期計画（平成 26 年～平成 30 年）の基本方針として、「赤十字の理念に基づく特色ある教育の充実」「質の高い教育研究の推進」「合理的・適正な業務運営の実施」、等が示されている。これらに取り組む大学運営組織は、平成 25 年（2013 年）3 月に完成年度を迎え、翌 4 月には学長及び学部長並びに研究科長の交代などを経て新たなステージへと歩み始めたところである。長い歴史からも学びながら、教育の質向上を図る教学マネジメント体制を整備し、大学自らの PDCA サイクルを適切に機能させ、大学運営基盤を強固にすることが必要だと認識している。

そのための方策として、本学は、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、年度ごとに自己点検・評価報告書を作成してきた。また、設置履行状況等調査の結果への対応の中で、規程の遵守や赤十字学園のネットワークの活用、学内若手教員の教育・研究力の向上を図る取り組みを進めてきた。これらに加えて、今回、学部長・研究科長を中心としたプロジェクトチームを組織し、各委員が属する部門の状況を把握しながら大学開設後 6 年間の総括としての自己点検・評価をする機会を得たことで、教職員が新たな目標に向かうための足場固めができたのではないかと感じている。

日本赤十字秋田看護大学
学長 安藤 広子

本 章

【基準1】 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1> 大学全体

日本赤十字秋田看護大学（以下、本学）は、赤十字の基本原則である人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性に則り、赤十字における看護を遂行する目的で設置された大学であり、世界的な人道機関としての赤十字の理念に示されている“人道（Humanity）”を建学の精神としている。つまり、学部、研究科ともに、“人道”に基づく生命の尊厳と人間性の尊重の上に教育理念を掲げており、国内外の社会の変化に伴う看護ニーズを認識し、保健・医療・福祉システムの一員として看護活動ができ、基礎的な能力を有し、将来、看護教育・研究の発展に資することができる看護専門職を育成することを目指すものである（資料 1-1 p3）。

これらを基盤とした本学の理念・目的は、看護の実践と看護学を迫及することにより社会に貢献することであり、学校教育法第 83 条（目的）に適合するものである。

<2> 看護学部

日本赤十字秋田看護大学看護学部（以下、看護学部）の学則には、教育研究上の目的として「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする」と掲げている（資料 1-2 p65 第 2 条）。

さらに、教育目的を、「『人道：Humanity』の理念を基調とし活躍できる人材を育成する。また、科学的な看護を実践するために主体的な行動力と感性を備え、社会性豊かな人間形成、さらに優れた問題解決力をもって、国内外を問わず人々の保健・医療・福祉・救護の向上に寄与できる看護専門職者を育成すること」と謳っており、建学の精神の達成と学校教育法第 83 条（目的）に基づく大学の使命を明確にしている（資料 1-1 p3）。

<3> 看護学研究科

日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（以下、看護学研究科）は「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学

における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。」としており、学則に明文化している(資料 1-3 p132 第 6 条)。教育理念は、「活動のあらゆる状況の中で、その人の生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する働きをする」と謳う赤十字の理念のもとに、あらゆる人々の健康に貢献することである(資料 1-3 p5)。

看護学研究科の特色は、日本赤十字秋田看護大学の大学院として赤十字の基本原則に基づき、かつ、秋田県の健康課題として挙げられる「がん」「健全な次世代」を取り上げている点にある。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか。

<1> 大学全体

本学の教育理念及び教育目的については、毎年度初めに、看護学部における「授業要綱」(資料 1-1)、「学生便覧」(資料 1-2)、看護学研究科の「学生便覧・学修要項」(資料 1-3)を対象となる学生と全教職員に配布し、大学構成員(教職員及び学生)への周知を図っている。採用教員・職員には入職時オリエンテーションで本学の理念・目的を説明しているほか、採用教員・職員は毎年日本赤十字学園が実施している「学校法人日本赤十字学園 職員対象赤十字 FD・SD 研修会」へ参加することとしており、赤十字の理念を学び、本学の教育との関連を考える機会となっている。また、本学のホームページ(資料 1-4-1、1-4-2)に掲載して一般社会にも周知している。

<2> 看護学部

看護学部の理念と目的についての学内への周知方法は以下の通りである。理念・目的は学生の入学時及び学年進行時(奇数セメスター開始時)と後期学習ガイダンスにその都度、授業要綱・学生便覧をもとに、教務委員会所属の教員により説明している。特に入学生に対しては、入学時ガイダンスにおいて、学部長(教務委員長)から説明を行っている(資料 1-5)。また、5月1日の日本赤十字社創立記念日の週の一日をボランティアの日とし、全学生が各自、自主的にボランティア活動を行うほか、3年次の実習開始前(5月)の宣誓式において、建学の精神を再確認している。

更に、学生・教職員にとっては、併設の短期大学と合同で取り組んでいる災害救護訓練も、赤十字活動の体験を通して「人道」を考え、学び、実践する機会となっている。また、年1回開催される「赤十字・国際人道法教育フォーラム」は、地域社会にも公開し、本学の「人道」に関する活動の発表や、学内外者の講演等を通して、建学の理念である「人道」を、一般に周知する機会となっている。

高校生や受験生には、高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等で、大学案内(資料 1-6)、学報『CARILLON カリヨン』(資料 1-7-1~3)、募集要項(資料 1-8)

等を用いて本学の理念・目的を説明している。社会一般に対しても、ホームページ、大学案内、学報『CARILLON カリヨン』等にて公表をしている。

<3> 看護学研究科

看護学部学生には進路説明会において、研究科長が大学院教育の概要を紹介し、また看護学研究科新入生には、入学時のガイダンスにおいて、学修要項をもとに本大学院の教育理念、教育目的の説明を行っている。

一般社会に向けては、学生募集に際し、大学案内（資料 1-6）、大学院生募集要項（資料 1-9）を用いて説明を行うと共に、大学ホームページ等により公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

本学の理念や目的は、教育活動として広範な分野において具現化されている。したがって、その検証は、それぞれの分野・領域を所掌する各種委員会、センター等の自己点検の形で行われている（p88 図 10-1）。自己点検・評価の集約は評価センターが担い、自己点検・評価報告書（資料 1-10）としてまとめている。

<2> 看護学部

上記のうち、特に教育理念・目的に関する自己点検、自己評価を統括するのは教務委員会である。教務委員会において関連の委員会等の点検・検証案等を集約し、審議を経た改善案（理念、目的の総体または部分的な改革案）が、全教員が参加する教員会議に議題として提出される。教員会議で協議された検証案は教授会で審議、承認される。

<3> 看護学研究科

理念・目的の適切性について、長期的な見地での検証には至っていないが、教育目標などの関連する課題については大学院教務委員会において検討のうえ、研究科委員会で審議、承認することとしている（資料 1-11 第 2 条）。

2. 点検・評価

本学の理念・目的は、看護の実践と看護学を追及することにより社会に貢献することであり、学校教育法の大学の目的に照らして適切である。また、理念・目的の公表や適切性の検証についても取り組んでおり、基準 1 を概ね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

・本学の建学の精神と理念・目的は、情報・広報委員会、赤十字地域交流センターを中心とした活動によって広く社会に向けて発信されているとともに、学生や教職員も災害救護訓練や赤十字関連の行事への参加を通して、理念・目的を振り返る機会となっている。

(2) 改善すべき事項

・理念・目的に対しての自己点検・評価となっており、理念や目的そのものの適切性の検証という意味合いは弱い。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・本学の建学の精神と教育理念及び教育目的を広く社会に発信し、これに共鳴する多くの受験生が本学への入学を志願することも目的に、今後も赤十字の大学としての特色を活かし各事業を通じて社会に広めていく。

(2) 改善すべき事項

・社会のニーズや学生の進路の現状を踏まえ、理念と目的の計画的な見直しスケジュールを立てる。その際は地域社会からの本学への要請や学生の声も取り入れていく。また、平成26年度にアドミッションポリシー(以下、AP)、カリキュラムポリシー(以下、CP)、ディプロマポリシー(以下、DP)が明文化されたことを受けて、理念・目的との整合性についても看護学部は教務委員会及び教授会、看護学研究科は大学院教務委員会及び研究科委員会において確認する。

4. 根拠資料

1-1 日本赤十字秋田看護大学 授業要綱 (SYLLABUS) 2014

1-2 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014

1-3 平成26年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
学生便覧・学修要項

1-4-1 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 看護学部看護学科
建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー

http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=387

1-4-2 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 大学院

建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー

http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=165

- 1-5 日本赤十字秋田看護大学 平成 26 年度学習ガイダンス（第 6 回生、第 5 回生、第 4 回生、第 3 回生）
- 1-6 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 大学案内 2014
- 1-7-1 学報『CARILLON カリヨン』創刊号
- 1-7-2 学報『CARILLON カリヨン』No.2
- 1-7-3 学報『CARILLON カリヨン』No.3
- 1-8 平成 26 年度 看護学部看護学科学生募集要項
- 1-9 平成 26 年度 看護学研究科看護学専攻修士課程 大学院生募集要項
- 1-10 平成 25 年度 自己点検・評価報告書
- 1-11 日本赤十字秋田看護大学大学院教務委員会規程

【基準 2】 教育研究組織

1. 現状の説明

- (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の教育研究組織は図 2-1 のとおりである。

本学は、平成 21 年に短期大学看護学科を改組転換し 4 年制大学として開学した。そして、平成 23 年に看護学研究科修士課程を開設し、現在の 1 学部 1 研究科となっている。研究科では、がん看護学（CNS 教育）について平成 27 年度には 38 単位の教育課程として認定される予定である(資料 2-1)。また、平成 25 年には認定看護師教育課程「認知症看護認定看護師コース」を開講し、保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成するという目的に沿った組織となっている。

研究については、平成 25 年度までは研究センターが、平成 26 年度からは教育研究開発センターが担当組織となっており、教育研究開発センター規程により、全学的な研究実践と研究交流、研究支援の企画及び実施立案に関することを実施すると定められている（資料 2-2 第 5 条）。そして、教職員、学生及び本学に関連する学外者が行う、人間を直接の対象とする研究については、研究倫理の確立を図ることを目的として研究倫理審査委員会を置き、(1) 倫理的観点による研究計画の審査、(2) 研究における倫理のあり方の検討、(3) 研究倫理意識高揚のための施策の提言、に取り組んでいる（資料 2-3 第 4 条）。詳細については、「【基準 7】教育研究等環境」で述べる。

また、赤十字地域交流センターは活動を通して、赤十字の理念の啓発と地域への貢献を目指している。これは、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培うという目的に適っている。地域への貢献については「【基準 8】社会連携・社会貢献」で詳細を記述する。

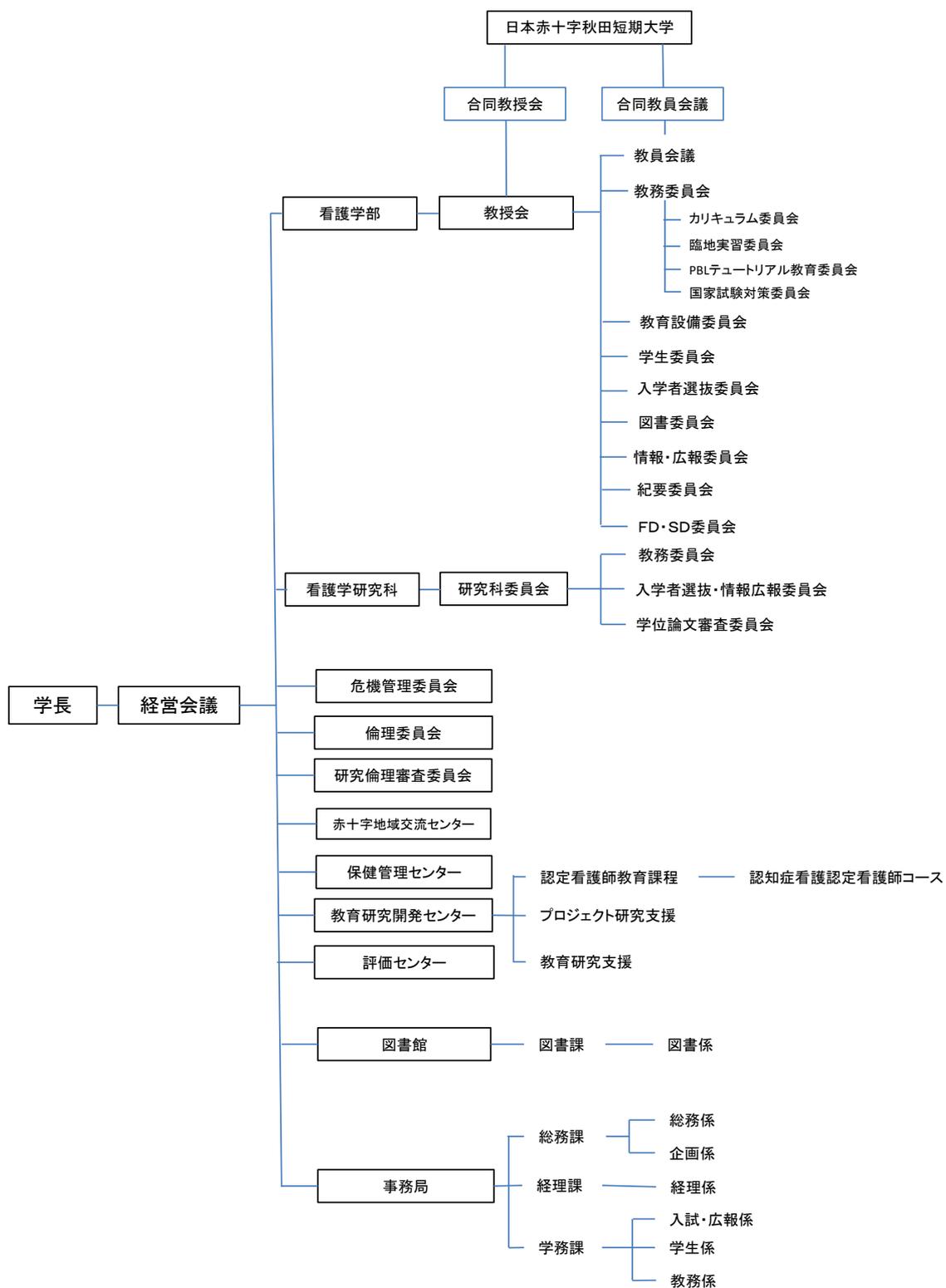


図2-1 教育研究組織

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は看護学部、看護学研究科ともに開設時に計画した教育研究組織のもとで、完成年度までの教育、研究を遂行してきたが、平成 25 年度に、大学組織として第二次中期計画を進めるためにも、教育研究組織の改組を含む諸規程の全面的な見直しを行った。その視点は以下のとおりである（資料 2-4）。

- ① 学園諸規程と本学諸規程との整合化
- ② 規程の体系化（上位規程と下位規程の齟齬の修正など）
- ③ 委員会等間の目的、所掌、分限の重複の修正
- ④ 所掌事項に関する年度計画、年度総括（自己点検・評価）の明文化
- ⑤ 自己点検や検証に関する最終責任主体である、教授会・研究科委員会と経営会議の分限の明確化

組織の適切性についての検証は、それぞれの分野・領域を所掌する各種委員会、センター等が自己点検の形で行うことになっている。各委員会、センターでそれをふまえた改定案がまとめられたうえで、教員会議での協議、教授会・研究科委員会及び経営会議での審議を経て承認されるプロセスとなっている。

2. 点検・評価

本学の教育研究組織は、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする本学の理念・目的を意識した構成になっている。大学としてスタートしてから年数が浅いこともあり、定期的な見直しを行う仕組みの構築には至っていないが、完成年度後の組織改編も行われており、基準 2 は概ね満たされている。

(1) 効果が上がっている事項

・平成 25 年度は、看護学部、看護学研究科ともに完成年度を経過し、組織のあり方に関して見直しが行われた。看護学研究科においては、長期履修学生等の増加により学生数が増えることによる業務の増加を考慮し、平成 26 年度から新たに教務委員会を立ち上げ、それまで研究科委員会で検討していた大学院における教育課程の編成、改善及び実施に関する事項を扱うこととした。また、入学者選抜委員会に情報広報の機能をもたせた入学者選抜・情報広報委員会を設置したことにより審議が効果的に行われた(資料 2-5)。

(2) 改善すべき事項

・教職員数に比べて、委員会、センターの数が多。また、限られた教員が多くの委員会などを担当する状況は組織改編後も残っている。特に、実習のある時期には会議の日程の調整が困難である。

・教育研究組織全体の妥当性の検証については、定期的に評価する仕組みは不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・新体制での組織運営の評価を本学の理念・目的に照らし合わせて行うとともに、さらに効率的な組織運営のための提案を平成 26 年度以降の各部署の自己点検・評価報告書に含める。

(2) 改善すべき事項

・教職員数は限られているので、いかに効率よく組織の活動を行えるかを配慮し、適材適所の人材配置を考える必要がある。特に平成 26 年度は 70 歳以上の特任教員が退職予定になっているため適切に補充していくことが急務である。

・年度ごとの組織運営の評価を評価センターで集約し、その報告に基づいて教学に関する事項に関しては教授会及び研究科委員会において、運営に関する事項に関しては経営会議で、教育研究組織全体の妥当性を毎年度末に検証していく。

4. 根拠資料

- 2-1 専門看護師教育課程認定審査申請書類受領のお知らせ
- 2-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発センター規程
- 2-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究倫理審査委員会規程
- 2-4 学内諸規程の平成 26 年度改正以前との新旧対照表
- 2-5 平成 25 年度 臨時経営会議議事録 平成 26 年 2 月 26 日

【基準3】 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1> 大学全体

教員の配置は学校教育法第92条の教員組織を以て構成している。求める教員像は明文化していないが、採用・昇任に係る「日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程」を定め、職階ごとに求める能力・資質等を明らかにしている(資料3-1)。看護学研究科担当の教員も大学での任用となるため、選考は同規程に基づいて行われる。看護学研究科の講義や研究指導の担当として求められる能力・資質については「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」を別に設けて定めている(資料3-2)。

<2> 看護学部

看護学部では、学則第2条の教育研究上の目的を果たす能力・資質等を備えた教員を選考するため、教員選考の必要がある場合は日本赤十字秋田看護大学教員選考規程第5条に基づいて教員選考委員会を設置する(資料3-3)。教員選考委員会では「日本赤十字秋田看護大学 教員選考基準内規(採用)」(資料3-4)もしくは「日本赤十字秋田看護大学 教員選考基準内規(昇任)」(資料3-5)に定められた基準にそって選考を行い、大学として求める能力・資質をもった教員で教員組織を編制できるようにしている。

教員組織の編制方針は、原則として学科目制をとり、看護専門科目毎にまとめている。また、各看護学専門領域の中で教授、准教授、講師あるいは助教を配置することが原則となっており、教育に関する責任の所在は教授にある。専門分野の必修科目は主に専任教員が担当している。教養教育科目にあたる基礎分野の科目と専門基礎・専門分野の科目では、教員数のみが定められているが、それぞれに責任者として教授が配置されている。しかし、いずれも明文化はされていない。講座制に比較し、研究による専門性の縛りはない体制である。

<3> 看護学研究科

看護学研究科の修士課程を担当する教員は、基本的には看護学部教員が併任している。平成24年度の完成年度までは、修士課程設置に際し文部科学省の大学院設置基準第9条の1に該当するとされた教員のみが研究指導にあたっていた。完成年度以降は、「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」を定め、新たに修士課程を担当する場合は審査を受けることとしている(資料3-2)。

看護学研究科の教員組織の編制方針は、明文化されていないが、各専門領域に教授を置くことを原則としている。研究指導に関しては各領域の研究指導教員が責任を持ち、授業に関しては領域毎のシラバスに記載されている科目で要求される内容に従い、兼任教員を含め、関連する内容に関して専門性の高い教員を配置している(表 3-1)。また、領域全体に関しては、研究指導教員となっている教授(もしくは准教授)が最終的な責任を負っている。

表 3-1 平成 26 年度大学院看護学研究科教員配置

5 月 1 日現在

分野	領域	研究指導教員	研究指導補助教員	講義・演習・実習担当教員	兼任教員	
専門科目	基盤看護学分野	感染制御学	教授 1	准教授 1		4
		食看護学	教授 1		教授 1(※2) 准教授 1	2
	がん看護学分野	がん看護学	教授 1		教授 3(※2)	6
	健康生活支援看護学分野	小児看護学	教授 2		教授 1 准教授 1	2
		成人老年看護学	教授 3		教授 1 准教授 2	1
		地域看護学	教授 2		教授 1(※2)	3
	助産学分野	助産学	教授 2	教授 1	准教授 1 講師 2 助教 1	4
共通科目	看護研究法	/			教授 3(※1)	1
	看護管理・政策論					3
	看護理論				教授 1(※1)	
	看護教育論				教授 3	
	看護倫理					1
	コンサルテーション論					1
	異文化看護論				教授 1(※1)	
	英文講読				准教授 1	
	臨床診断学					
	病態生理学				教授 1(※1)	
	臨床薬理学					1

(※1 専門科目の担当者 ※2 再掲)

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1> 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに設置基準に定める教員組織、教員の資格に則り、教授会及び研究科委員会のもとで、適切な資格を有する教員組織となっている。専門分野に関しては、関連分野の業績と教育歴を基に科目を担当するに相応しい教員を選考している（資料 3-6）。

<2> 看護学部

大学開設時に文部科学省に申請したとおり、カリキュラムの構成、担当者の専門性を考慮した組織となっている（表 3-2）。

平成 26 年度における専任教員の人数は、基礎分野は 6 名、専門基礎分野は 5 名、専門分野は 33 名である。兼任教員は基礎分野 14 名、専門基礎分野 16 名、専門分野 16 名である。専任教員の職位別年齢構成は、51 歳以上が 24 名で半数以上を占めており、教育経験の豊富な専門性を備えた教員が配置されている。しかし、これからの担う若手教員の採用は進んでいない。

授業科目と担当教員の適合性は、採用、昇任の場合は教員選考委員会で教育業績・研究業績に基づいて判断している。採用、昇任を伴わない変更の場合は教務委員会で科目担当者としての適合性を審議し、教授会において承認される。

表 3-2 平成 26 年度看護学部教員配置 5 月 1 日現在

分野	領域	専任教員数	計	助手	兼任教員	
基礎分野	教養教育科目	教授 1、准教授 2、講師 2、助教 1	6	0	14	
専門基礎分野	専門基礎科目	教授 5	5	0	16	
専門分野	基礎看護学領域	基礎看護学	教授 1、准教授 1、講師 3、助教 1	6	0	16
	臨床看護学領域	成人看護学	教授 3、准教授 1、講師 2、助教 1	7	0	
		老年看護学	教授 1、准教授 1、講師 1、助教 1	4	0	
		小児看護学	教授 2、准教授 1	3	1	
		母性看護学	教授 2、准教授 1、講師 2、助教 1	6	0	
	広域看護学領域	精神看護学	教授 1、講師 1、助教 1	3	0	
公衆衛生看護学		教授 1、准教授 1、講師 2	4	1		

※ 展開看護学領域は、各分野の教員が担当する。

<3> 看護学研究科

既出の「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」(資料 3-2)に基づいて研究指導教員、研究指導補助教員、授業科目担当教員の審査を行い、担当する授業科目との適合性を判断している。

(3) 教員の募集・採用・昇任は適切に行われているか。

<1> 大学全体

教員の募集は、研究者人材データベース (JREC-IN) を使用しての公募、教員からの外部者の推薦があり、学内教員の昇任に関しては、当該領域の教授 1 名及び他領域の教授 1 名の 2 名からの推薦を受けて学部長・研究科長がとりまとめのうえ、学長へ提出する。全て経営会議の発議により教授会で教員選考委員会を立ち上げて審査を行うこととなっている。選考委員会の選考結果は教授会及び研究科委員会に報告され、無記名投票によって採用候補者又は昇任予定者を決定し、学長に報告することになっている (資料 3-7 第 3 条(10)、資料 3-8 第 3 条(10))。教員の募集・採用・昇任について、基準や手続きを明文化しており、適切性、透明性は担保されている。

<2> 看護学部

教員の募集・採用・昇任等に関する規程及び手続きは日本赤十字秋田看護大学教員選考規程及び日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程、日本赤十字秋田看護大学教員選考基準内規 (採用)、同 (昇任)、日本赤十字秋田看護大学教員選考委員会内規(資料 3-9)、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学助手に関する内規(資料 3-10)により明確化されている。これらの規程は平成 25 年度に見直しがされ、平成 26 年度から施行されているものである。

学長または学部長は、教員の採用または昇任の必要を経営会議が認めるときは、選考すべき教員の所属専攻と職位を提示し、教授会に教員の選考を請求する。教員の採用に係わる候補者の選考は、原則として学内外から公募する。

平成 25 年度は、助教 3 名が講師へ、講師 1 名が准教授に昇任した。平成 26 年度は准教授 1 名が教授に昇任している。

開設後の採用状況は、表 3-3 のとおりである。

表 3-3 開設後の採用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教 授	1	9	1	3※	2
准教授	1	4	0	1	1
講 師	0	2	0	3	1
助 教	1	4	0	2	1
助 手	0	0	1	1	0

※うち 1 名は学長

<3> 看護学研究科

前述のように、研究科専任の採用人事は原則として行っておらず、学部としての採用となる。学部の教員採用の際には大学院担当も可能であることを条件にする場合もある。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1> 大学全体

教員の資質向上のための方策としては、以下の組織を中心として行っている。教育研究環境の確保は経営会議が担当する。教育研究開発センター（平成 25 年度までは研究センター）は研究費の分配を担当する。教職員の自己点検・評価に関しては、評価センターが担当している。

教職員の資質の向上を図るための方策の中心は、SD も考慮に入れて FD・SD 委員会（平成 25 年度までは研究センター）が担当している。定期的な活動として毎月第 3 木曜日に併設短期大学と合同で開催する FD・SD 研修会がある（資料 3-11）。また、教員各自が学外で行われる FD・SD 関連の研修会、講演会などに参加する場合もある。外部の研修会等に関する情報はメールで全教職員へ周知されている。

FD・SD 研修会は、平成 25 年度までは 15 時からの開催であったが、実習期間中は参加できない教員が増えるため、平成 26 年度から実習終了後の 16 時 15 分からの開催に変更した。内容は、研究倫理について、論文執筆について、各教員の研究への取組の紹介等の研究に関する研修のほかにも、情報倫理・セキュリティについて、学内データサーバーの利用について、パソコン研修等の教職員の管理業務に必要な基礎能力向上のための研修も行っている。また、日本学生支援機構主催の「心の問題と成長支援ワークショップ—メンタルヘルス向上とカウンセリング—」などの学生支援に関する研修会、千葉大学主催の「看護系大学教員のための FD 推進ワークショップ—FD マザーマップの活用を通して—」等、大学外で開催された研修会、講演会に参加した教職員からの参加報告も FD・SD 研修会の時間を利用して行い、学外で得た知見を教職員で共有する機会としている。

定例の FD・SD 研修会の主催は FD・SD 委員会であるが、内容によっては学生委員会、教育研究開発センターなどの大学内の他組織と適宜共催という形を取っている。

平成 26 年度の平均参加率は 70%であり、教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされているといえる。毎回の FD・SD 研修会の参加者による評価はアンケート方式で行っている（資料 3-12）。

大学全体の FD・SD 研修会に加えて、平成 26 年度より教職員自らが自己点検・自己評価を行うこととした。これは、自らの意思と責任で、教育研究活動及び管理業務、社会貢献等の年間目標・課題を明示しその達成に向けた具体的方策などを自覚し意欲的に取り組むことを目的としたものである。4月に今年度の目標を掲げ各領域の担当責任者（教授）が内容を把握しアドバイスをを行う。10月には中間評価を行い年度末には取り組みを総括した自己評価を行い、改善点を明らかにし次年度の目標・課題達成に役立てるものである。評価センターは情報の集約とフィードバックの役割を担っている（資料 3-13）。

また、教員の積極的な教育研究活動を期待し、年度初めに個人研究の計画書の提出と年度末にはその成果の提出を義務づけており、平成 26 年度からは必要書類の提出をもって予算の執行を可能にするなど、運用の厳格化を図った（資料 3-14）。

<2> 看護学部

大学全体の FD・SD 研修会に加えて、平成 26 年度からは小規模なグループによる日常的な活動を把握するために FD・SD 委員会が全教職員に対して FD・SD 活動に関する調査を行った（資料 3-15）。意識せずに行っている講座ごとのミーティングなども FD 活動の機会として捉えなおしてもらふことと、情報を集約して全教職員にフィードバックすることにより効果的な試みが全学に広がることを目的とした。

<3> 看護学研究科

研究科担当教員は夜間、休日にも授業が行われるなど、定例の FD・SD 研修会以外の時間設定が難しいこともあり研究科独自の FD は実施していない。しかし、毎月の FD・SD 研修会のテーマを決定する際には、研究科担当教員が研究科の視点を持った意見を FD・SD 委員会に出すようにしている。例えば、平成 26 年度 7 月の FD・SD 研修会のテーマである「研究倫理について」は、平成 26 年度第 2 回研究科委員会で研究科として取り組むべき FD 課題として検討されたもののひとつである（資料 3-16）。

2. 点検・評価

基準 4 で述べる教育内容・方法・成果からみて、年齢構成にやや偏りが見られるものの看護学部・看護学研究科にふさわしい教員組織となっており、規程に基づいて教員の募集・採用・昇任が行われていること、教員の資質向上を図るための活動を恒常的に行っていることなどは評価できる。しかし、現在の教員組織が方針に適うものか

どうかを検証する責任主体・組織、権限、手続きなどは特に決まっていないことなどから、基準3の充足状況にはやや不十分な点が残る。

(1) 効果が上がっている事項

・FD・SD研修会は定期的に行われており、参加率70%と高く教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされている。他の教員の研究内容、方法の違いを知ったことにより研究意欲の刺激につながるなど、参加型研修により併設短期大学の教員との積極的な交流の機会となった。

(2) 改善すべき事項

・教員組織の年齢構成にやや偏りが見られ、若手教員の採用が進んでいない。

・求める教員像、教員組織の編制方針が明文化されておらず、現在の教員組織の検証システムが未整備である。

・研究科独自のFDの実施が無く、平成26年度の研究科委員会で①研究倫理についてシリーズで行う、②社会人学生の教育について、③研究テーマや研究方法論について指導力を高めるための研修、などのFD課題が出されたが、①について全学FD・SD研修会で取り上げたにとどまっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・FD・SD研修会は、今後も教職員が自らの資質・能力の開発に取り組めるよう、アンケート等で意見を集約しながら、主体的参加ができる場作りに努める。また、FD・SD活動を通して目指すべき、大学として求める教員像をワークショップ等で明確にしていく。特に、社会貢献については赤十字地域交流センターの規程で大学としての社会貢献の方針を定めるとともに、FD・SD研修としても取り組んでいく。

小規模なFD・SD活動については、ユニークな取り組みに対して予算をつけて奨励するなど、より自発的な活動となるようなインセンティブをつける可能性についてFD・SD委員会を中心として平成27年度に案を作成の上で予算申請を行う。

また、本学も構成員となっている大学コンソーシアムあきたが平成27年度からFD・SD事業に取り組んでいくことになったため、積極的に企画立案、参加をしていく。

(2) 改善すべき事項

・看護学部教員の適切な配置に関して、教員間で問題を共有し教務委員会を中心に妥当性を検証し、必要であれば教授会に教員増に関する意見をあげていく。

・教員組織が妥当かどうか検証するためのシステムを整備するための第一段階として、経営会議、教授会、研究科委員会において求める教員像、教員組織の編制方針の明文化に向けて取り組む。

・看護学研究科のFDの課題として平成26年度に提案されたテーマのうち、研究科に特化したテーマの研修を実現するためには、研究科独自のFD研修を行う必要がある。平成27年度中の実現に向けて、研究科FD担当部署の設定を含めて研究科委員会で審議する。

4. 根拠資料

- 3-1 日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程
- 3-2 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規
- 3-3 日本赤十字秋田看護大学教員選考規程
- 3-4 日本赤十字秋田看護大学 教員選考基準内規（採用）
- 3-5 日本赤十字秋田看護大学 教員選考基準内規（昇任）
- 3-6 専任教員の教育・研究業績
- 3-7 日本赤十字秋田看護大学教授会規程
- 3-8 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科委員会規程
- 3-9 日本赤十字秋田看護大学教員選考委員会内規
- 3-10 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学助手に関する内規
- 3-11 平成26年度 FD・SD 研修会実施計画
- 3-12 「FD・SD 研修会の参加者による評価」平成26年度
- 3-13 教職員自己評価の活用に関するガイドライン・教員自己評価シート
- 3-14 平成25年度第11回教授会議事録
- 3-15 小規模FD/SD活動についての実態調査の結果概要
- 3-16 研究科委員会議事録 平成26年度第2回

【基準4】 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 大学全体

本学は、学校教育法第104条(学位)第1項に基づく学位の授与に関する学位規程(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項に準拠し、建学の精神と教育理念に基づいて学部及び研究科で教育目標と学位授与方針を定めている(資料4(1)-1 p84 第3条1項及び2項)。詳細は学部・研究科ごとに記述する。

<2> 看護学部

本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている(資料4(1)-1 p65 第2条)。これを踏まえた学部の教育目標は以下の通りである(資料4(1)-2 p4)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">A. 生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を養うB. 看護の専門的知識と技術を修得し、科学的な根拠に基づいた適切な判断と解決ができる能力を養うC. 他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる資質を養うD. 看護を体系的にとらえ、看護の諸現象を科学的に探求できる姿勢を養うE. 自己成長を目指すとともに生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力を養うF. 看護を国際的視野でとらえ、広く社会に貢献できる能力を養う |
|--|

看護学部の教育目標、DPなどは、学生への配布冊子である「学生便覧」「授業要綱」とともに、一般向けには看護学部ホームページの「大学案内 大学基本情報」で明示している(資料4(1)-1 p6、4(1)-2 p3、4(1)-3)。

看護学部の学位授与要件は、修業年限と取得単位からなっており、本学に4年以上在学し、卒業認定に必要な単位126単位以上(ただし、保健師教育課程選択者について

ては、128単位)を取得する、となっている。卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行い、本学を卒業した者に対して学長が学士(看護学)の学位を授与する。

また平成26年から、より具体的な学位授与に関する方針(DP)として、教育目標のうち卒業までに身につけるべき能力として以下のような項目を定めた。カッコ内は上記の教育目標で関連する項目である。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 知識・理解<ol style="list-style-type: none">1) 多様な価値観や文化的背景を持つ人々と向き合う力を養うための幅広い教養を身につけている (A, B, D, E, F)2) 看護に必要な専門的知識を身につけている (B, C, D)3) 看護実践に求められるマネジメント能力の必要性を理解している (B, C, D)2. 思考・判断<ol style="list-style-type: none">1) 人間を統合的に捉え、人々の健康と生活の質を高める看護を実践できる基礎的能力を身につけている (A, B, C)3. 関心・意欲<ol style="list-style-type: none">1) 保健・医療・福祉関連分野の動向に関心を寄せ、看護のあり方を理解している (C, D, F)2) 専門職として生涯にわたり主体的に学び続ける姿勢を身につけている (E)4. 態度<ol style="list-style-type: none">1) 赤十字の基本原則を理解し、人間の尊厳と権利を尊重し擁護する姿勢を身につけている (A)2) 地域の人々の保健医療課題を積極的・自発的に解決しようとする能力を身につけている (B, C)3) 看護者として、責任ある行動がとれる能力を身につけている (A, C)5. 技能・表現<ol style="list-style-type: none">1) 対象に必要な看護ケアを科学的根拠に基づき安全に実施するための技術を身につけている (B)2) 地域住民、患者、家族、保健・医療・福祉に関わる人々と連携・協働するために必要な、相手の立場を尊重したコミュニケーション能力を身につけている (A, C) |
|--|

これらの方針は、看護学部のホームページで明示されている(資料4(1)-3)。今後はカリキュラム委員会においてカリキュラムとの整合性を確認しながら文言の修正を行い、平成27年度からの学生配布物に掲載する予定である。

<3> 看護学研究科

看護学研究科の教育目標は、以下の通りである。

- A. 深い洞察力に裏付けられた高度な専門性を持つ看護人材を育成する
- B. 人の生活と健康を考慮し高度な判断のもとに支援できる能力を養う
- C. 人の尊厳を確保するための倫理観を持ち、「人道」に基づく感性を育む
- D. 看護学の研究倫理を遵守し、研究を推進できる能力を養う
- E. 高度な医療や医療政策に対応する看護の方法論を評価できる能力を養う
- F. 地球規模での健康問題を視野に入れ、国際的な災害や貧困の中で看護を実践できる能力を養う

これらは、学生への配布冊子である「学生便覧・学修要項」に明示している（資料 4(1)-4 p5）。また、平成 26 年度に策定された DP も含めて、ホームページで、一般に向けて公開している（資料 4(1)-5）。

修士の学位に関する学位授与の要件は、学位規程に明示している（資料 4(1)-6 第 3 条 2 項）。修了要件及び履修方法に関しては、本学大学院学則に定めてあり、大学院学生便覧・学修要項において学生に周知している（資料 4(1)-4 p135）。

修了要件は以下の通りである。

希望する分野及び領域を選択し、共通科目から 10 単位以上と、領域における特別研究 6 単位及び研究計画書作成 2 単位を含む専門科目 20 単位以上の、合計 30 単位以上を履修した上で、必要な研究指導を受け、修士論文を作成、修士論文の審査及び試験に合格する。

単位取得のほかに、育成する人材像として「必要とされる医療や医療政策に関する看護の方法論を評価し、対応できる深い洞察力に裏付けられ、人と健康を総合的に評価できる高度な専門性と開発力を持つ研究者及び実践者」「科学的根拠をもとに高度な実践力を持つ専門看護師」「エビデンスに基づく助産学の実践的研究を通して医療現場から要請される高度専門職業人としての役割と機能を果たすことができる修士助産師」を定めていたが、平成 26 年度より、具体的な学位〔修士（看護学）〕認定のために期待される能力として以下の 5 項目の DP を定めている。カッコ内は上記の教育目標で関連する項目である。

1. 知識・理解

- 1) 専門的な看護実践に必要な知識を学修し、その根拠に裏付けされた応用方法が理解できる（A, B, D, E,）
- 2) 看護の実践・教育・管理の発展に寄与できる多様な研究方法と看護への幅広い適用方法が理解できる（B, D, E）

2. 思考・判断

- 1) 科学的根拠に基づき、専門職者としての洞察力をもって判断ができる

(A, B, D, E)

3. 関心・意欲

- 1) 地域社会における健康問題と動向に関心をもち、問題解決に向けて関係機関や他職種と連携した対応策を考えることができる (A, B, E, F)

4. 態度

- 1) 人の尊厳と権利を確保するための倫理観を持ち、その擁護の方法を探求していくことができる (A, C, D, E)
- 2) 看護実践の開発および探求のために、看護研究を推進していくことができる (A, B, D, E)
- 3) 専門職者としての自己研鑽を継続していくことができる (A, B, C, D, E, F)

5. 技能・表現

- 1) 看護学の専門分野に関する研究課題に取り組み、研究することができる (A, B, D, F)
- 2) 高度な看護実践、研究・教育活動を通して、社会に貢献できる (A, B, D, E, F)
- 3) 人々と協働した活動を展開するためのマネジメントができる (A, B, E, F)
- 4) グローバル化する保健・医療・福祉における健康問題を見据え、国内外での看護活動を通して広く社会に貢献できる (A, B, E, F)

また、平成 26 年度から、9 月修了が可能になった。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1> 大学全体

「人道」の精神を基調に、地域そして世界においてあらゆる人々の生命と健康を守ることができる人材を育成するという方針を掲げ(資料 4(1)-7 p3)、看護学部、看護学研究科ともにその教育目標に基づいて教育課程を編成している。

<2> 看護学部

看護学部のカリキュラムは、専門職にふさわしい問題解決能力を身につけ、高齢化や国際化などの現代社会の課題にも対応する能力を持ち、人間の尊厳を守ることができる看護職者を育成することを編成方針としている(資料 4(1)-7 p12)。

教育目標を教育課程に具現化するにあたっての CP は以下のとおりである。

カリキュラム編成の基本となる主要概念を「人間」、「環境」、「健康」、「赤十字」、「看護」としている。これらの各概念に沿った学習内容(授業科目)を置くことにより、系統的な学習が行えることを意図している。

授業科目は、人間の本質を追究する「基礎分野」と、人間の健康生活を理解し働きかけることができる基本となる知を高める「専門基礎分野」また、これらを応用する

ことにより人々の健康生活に働きかける知と技を高める「専門分野」で構成されている。

基礎分野は、幅広い教養と総合的な判断力および豊かな人間性を涵養するため、「人間の心と身体を理解するための知と技術」、「人間と社会・文化に関する知」、「人間と情報に関する知と技術」、「人間と自然に関する知」および「国際化社会を生きるための人間に必要な知と技術」の領域からなる科目を設定している。

専門基礎分野は、保健学・医学・社会福祉学等、看護学を実践展開するために必要な専門的基盤として「人間と健康」「疫病と治癒過程」および「保健医療福祉」の領域からなる科目を設定している。

専門分野は、基礎分野・専門基礎分野で学んだことを実践と統合し、看護をあらゆる角度から研究的に探求することを目指すために必要な「基礎看護学領域」、「臨床看護学領域」、「広域看護学領域」および「展開看護学領域」からなる科目を設定している。

DPのうち、知識・理解、技能・表現に含まれる目標の多くは低学年において履修する科目によって達成され、思考・判断、関心・意欲、態度に含まれる目標は実習科目など専門科目の単位を取得していく中で徐々に達成される。ただし、関心・意欲のうち「2）専門職として生涯にわたり主体的に学び続ける姿勢を身につけている」については、初年次からのPBL教育で培う。

これらの教育課程の編成・実施方針については、学生便覧や授業要綱、大学案内に明示している（資料4(1)-1、4(1)-2、4(1)-7）。授業要綱には、履修の流れ、カリキュラム体系図のほか、教育課程表として科目区分、履修学年、単位数、時間数、必修・選択の別を卒業要件単位数を含めて明確に示している（資料4(1)-2 p9, 20, 21）。また、平成26年10月から大学ホームページの「大学基本情報」にCPとして掲載している（資料4(1)-3）。

<3> 看護学研究科

本研究科に設定している授業は、平成17年の中央教育審議会の答申にあるコースワークである。学生はこれらの履修により、大学院学生としての基礎的素養を身につけ、目標とする分野における研究を構築する要素とし、その結果が修士論文の作成に反映される構成としている。なお、学生の修得すべき学修成果は、各科目の授業目標に明示されている。

学位論文の作成に関する指導及びその計画に関しては、大学院学生便覧・学修要項に特別研究（課題研究）のスケジュール、特別研究及び課題研究計画書の書式、履修時期などを詳細に記載し学生の理解を深めると共に、口頭での説明を行っている（資料4(1)-4 p106）。

看護学研究科のCPは以下のとおりである。

「人道」を基本理念とする建学の精神に則り、広く精深な学識と、看護学の学術的・実践的研究を教授することにより、その奥義を究め、より高度な専門性を以て地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。

社会の変化と新しい発展に対応した、「基盤看護学分野」、「がん看護学分野」、「健康生活支援看護学分野」及び「助産学分野」、さらに、『がん看護専門看護師（がん看護 CNS）教育』と『助産師国家試験の受験資格教育』を設定している。

授業科目は、共通科目、専門科目、研究計画書作成、特別研究（課題研究）の4つで構成されている。

教育課程は、共通科目（11科目）と4専攻分野（基盤看護学分野、がん看護学分野、健康生活支援看護学分野、助産学分野）で構成されている。このうち、がん看護学分野には、看護実践を積み重ね、がん看護に関する総合的な、かつ高度な実践能力を育成する専門看護師（CNS）教育課程(38単位)に対応したカリキュラムを平成27年度に開講予定である。また、助産学分野も、助産師国家試験受験資格取得をめざす者は、助産師教育課程によって人材育成を行うこととしている。

各分野の教育課程の概要は、大学院学則に科目、配当年次、必修／選択別の単位数を記載しているほか、学生便覧・学修要項では科目責任者及び科目担当者を明記し周知を図っている（資料4(1)-4 p31）。

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1> 大学全体

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、授業要綱及び学修要項に明示し、教職員においてはFD・SD研修会、学生においてはガイダンス等の機会を通じて周知されている。また、社会に対しては、大学ポートレート（私学版）に参加し、本学ホームページに看護学部、看護学研究科各々の教育の理念・目的とともに掲載し、公表されている。

<2> 看護学部

教職員に対しては、年度毎に学生便覧・授業要綱を配布し、関連する資料は教員会議にて報告し周知を図っている。また、各々の認識を深め、明確な目標を持って学生の教育に統一してあたるようFD・SD研修会でDPやCPに関する講演会やワークショップを行っている（資料4(1)-8）。

学生に対しては、 Semester開始時に教務委員会・カリキュラム委員会の教員により学年別学習ガイダンスとして、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、教育課程の編成などに関する説明を実施し学生からの質問にも対応している。新しく定め

た DP 等については父母の会などの機会も利用して学部長から周知することになっている。

受験生とその保護者を含む社会一般に対しては、オープンキャンパスや入試説明会及び秋田県内の高等学校を対象とした学校説明会等にて資料を配付し、ホームページにて公開している。平成 25 年度までは教育目標が大学案内に明示されていなかったため、平成 26 年度からは掲載し、平成 27 年度学生募集要項にも明示されるよう図った(資料 4(1)-7 p6)。

<3> 看護学研究科

教育目標、学位授与方針は以下の方法で周知されている。

大学院学生便覧・学修要項は、大学院関係者だけではなく全教職員に配布されている。また看護学研究科で行われる学外講師(兼任教員、特別講師)の授業に関しては、学内に掲示して全教員と学部生にも周知しており、大学院学生以外にも毎回教員の聴講がある。

社会へは以下の方法で公表している。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 本学のホームページを通じて、本大学院の理念、目的、履修案内、カリキュラム一覧、修了要件などが社会に公開されている。2) 大学案内の中に大学院の頁を作成、オープンキャンパスに来校の高校生を中心とする学生、或いは学校訪問の時に高校に配布している。3) その他、学生募集活動を通じて社会に教育目標などを示している。 |
|---|

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

本学では学部、研究科ともに、平成 24 年度が文部科学省の規定による完成年度であり、それまでは基本的には学則の変更に関わる教育課程の変更はせず、保健師教育課程の変更などの行政レベルでの変更の必要性にのみ対応をしてきた。つまり、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成、実施方針の適切性に関しては、看護学部教授会或いは看護学研究科委員会で検討されることはあったが、完成年度に至るまで定期的な検証は行われていなかった。その中で、取得単位のほかには学生が学位授与方針等を達成したと判断するための具体的項目が示されておらず、教育課程の編成・実施方針の適切性を評価する基準が明確になっていないことが、平成 24 年度の教職員の FD・SD 研修会で指摘された。その後、適切性を DP と CP から検証するための取組を以下のように行っている。

<2> 看護学部

平成 24 年度から DP・CP・AP の開発と 3 つのポリシーの一貫性構築のための取組に着手し、平成 25 年度から、具体的に評価可能な学位授与方針としての DP を定めるために「DP 策定のためのワーキンググループ」を立ち上げた。全学 FD・SD 研修会（平成 26 年 2 月）において DP 策定のためのワークショップを開催し、全教職員で 5 つの観点（知識・理解、思考・判断、関心・意欲、態度、技能・表現）に分けて記述した最終案を作成した（資料 4(1)-8）。平成 26 年度からはカリキュラム委員会（DP と CP の整合性の検証、カリキュラムマップの作成）及び教務委員会（授業内容の検証と成績評価の方法の検討、下部委員会であるカリキュラム委員会、PBL テュートリアル教育委員会、臨地実習委員会からの提案の集約）、FD・SD 委員会（教職員への方針の周知と共通認識の形成）を中心として適切性の検証を重ね、全教員が参加する教員会議で討議したものを教授会で審議、承認という手続きで修正を行っていくことになる。

学生のニーズと社会からの要請に対して本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が適切であるかの検証は、毎月の定例の教務委員会で議論を行い、教授会に改正案を提案することになっている。これらの適切性の検証の中で、平成 25 年度入学生からの保健師教育課程履修者の人数の変更（全員から 50 名程度）や、3 年次編入学制度を廃止することなどの決定がなされた（資料 4(1)-1 p22）。また、学生の履修計画は実習前に修得する授業科目が比較的多く、第 2 ～4 セメスターに集中する傾向があったため、配置時期・単位数・時間数等の見直しを行った。実習についても、冬期の感染症及び積雪/凍結による交通事故のリスクを考慮し、平成 26 年度から実習開始時期を早め 12 月には前半の実習が終了するように変更した（資料 4(1)-1 学年暦）。

<3> 看護学研究科

平成 25 年度は完成年度後 1 年目であり、教育目標などに大きな変更はなかったが、健康生活支援看護学分野地域看護学領域では従来の 3 つの特論を、担当教員の専門分野と効率性を図るため、2 つの特論に再編成し、助産学分野ではカリキュラムの変更という改善をおのおの行い、平成 26 年度から実施した（資料 4(1)-4 p32）。

2. 点検・評価

看護学部、研究科ともに教育目標に基づいた学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示し、運用している。また、これらの方針は学内外に向けて適切に公表されている。改善すべき事項はあるが、改善に向けて既に動き出しており、基準 4(1)は概ね充足している。

(1) 効果が上がっている事項

・平成 26 年度には平成 24 年度からの 3 つのポリシーの一貫性構築への取組みの成果が私立大学ポートレート及び大学ホームページにて公表され、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の学内外への周知に関する基盤が整った。

(2) 改善すべき事項

・大学ポートレートの平成 26 年 10 月公表に合わせて学部、研究科ともに 3 つのポリシーの作成を行ったため、DP と従来の教育目標との関係や DP と現行カリキュラムとの関係において整合性に弱い部分がある。

・看護学部においては、学生の履修状況を踏まえた教育課程の編成・実施方針の検証に基づいて変更を行ってはいるが、第 4 セメスターまでのカリキュラムの過密性が解消されたとは言い難い。

・教育目標の適切性の検証及び教育課程の編成・実施方針が十分に周知されているかどうかの確認方法が明確ではない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に関しては、ホームページ、大学で作成する便覧や学生募集要項、大学案内など、各媒体の記載内容と表現の統一をはかり、より読みやすく理解しやすくなるように、学部においては教務委員会、情報・広報委員会、入学者選抜委員会が、看護学研究科においては教務委員会と入学者選抜・情報広報委員会が、それぞれ連携して取り組む。

(2) 改善すべき事項

・3 つのポリシー間の整合性については、学部教務委員会、大学院教務委員会を中心に今後も引き続き検証を行い、修正を行っていく。平成 27 年度には、本学第二次中期計画の質の高い教育の実践の取り組みとして、平成 30 年の申請を目指して「教育カリキュラムの検討」プロジェクトを立ち上げ、学部において特に、DP を達成し且つ授業以外の学生生活の経験を積むための時間を確保できるカリキュラムとすることを目指す。

・周知方法の効果については、情報・広報委員会において、入学生及び保護者に対するアンケート調査やホームページのアクセス数の分析等、他大学の検証の取組も参考にしつつ、確認方法を整備し、第三次中期計画に活かす。

4. 根拠資料

- 4(1)-1 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014 (既出 1-2)
- 4(1)-2 日本赤十字秋田看護大学 授業要綱(SYLLABUS) 2014(既出 1-1)
- 4(1)-3 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 看護学部看護学科
建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=387 (既出 1-4-1)
- 4(1)-4 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学生便覧・学修要項 (既出 1-3)
- 4(1)-5 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 大学院
建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=165 (既出 1-4-2)
- 4(1)-6 日本赤十字秋田看護大学学位規程
- 4(1)-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 大学案内 2014
(既出 1-6)
- 4(1)-8 FD・SD 研修会次第及び資料

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1> 大学全体

看護学部及び看護学研究科は、大学であると同時に保健師助産師看護師学校養成所指定規則によって教育内容及び単位数が定められ、教育成果が国家試験で問われるという側面を持っている。学部では看護師及び保健師、看護学研究科では助産師の国家試験の水準を満たした卒業生を輩出できるよう、各々の教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を配置・開設している。また、看護学研究科では日本看護系大学協議会が定める専門看護師教育課程の基準も踏まえた編成とし、専門看護師への道も開いている。

<2> 看護学部

教育課程は「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の3分野から成り、これらを全8セメスターで体系的に学ぶことができるように教育課程を編成している。セメスターと学期との対応は以下の通りである。

第1セメスター：第1学年前期	第2セメスター：第1学年後期
第3セメスター：第2学年前期	第4セメスター：第2学年後期
第5セメスター：第3学年前期	第6セメスター：第3学年後期
第7セメスター：第4学年前期	第8セメスター：第4学年後期

人間の本質を追究する「基礎分野」は主に1～4セメスターに配置し、看護専門職者として、知識や技術を実践に活用するための幅広い教養と総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための動機付けとなる科目から構成される。

人間と健康生活を理解し働きかけることができる基本の能力を高める「専門基礎分野」は主に3～6セメスターに配置している。これらの看護関連領域の基礎的知識を学ぶ科目を通して、変化する社会における高度医療や、看護の対象とその人を取り巻く環境との相互作用や健康について理解、対応できるような構成となっている。

専門分野は主に5～8セメスターに配置し、看護をあらゆる角度から研究的に探求する4領域（基礎看護学領域・臨床看護学領域・広域看護学領域及び展開看護学領域）を学び、基礎分野・専門基礎分野での学びを実践・統合する。7・8セメスター（4年

次)には「専門分野」とともに卒業研究を配置して、漸次看護学を深め、卒業時まで
に DP で示した能力が身につけられるように編成している。

<3> 看護学研究科

看護学研究科の教育課程は、基本的には、研究の基礎的な力を養うために必要とさ
れるコースワークの中でも講義を1年前期に開講、1年後期には演習を開講し、研究
計画書を完成させる。そして、2年にはリサーチワークを中心としたカリキュラムを
編成している。履修単位数の関係で、がん看護学分野(CNS教育)と助産学分野(助
産師国家試験受験資格教育)に関しては履修時期が必ずしも基本的な設定とは一致し
ていないが、学修内容の順次性は保たれており、段階的な履修ができていると考えら
れる。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供してい るか。

<1> 大学全体

あらゆる人々の生命と健康を守ることができる人材を育成するという教育課程の編
成・実施方針を受け、本学の教育課程の必修科目数、選択科目数は、DP達成に必要
な単位数であるとともに、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格のために必要
とされる厚生労働省の指定規則以上の単位数を指定している。これらは大学学則第37
条及び大学院学則第31条に取得することができる資格として明示している。

教育課程の適切性の検証は、教育成果(4)で述べる学生アンケートにおいて意見
が出されたものを中心に学部、看護学研究科ともに教務委員会で検討し、変更の必要
性があると考えられる場合は教授会、研究科委員会で審議のうえ承認となる。

<2> 看護学部

看護学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、 Semesterごとに順序性に配
慮し、講義と演習、実習を組み合わせた教育内容を設定している。教育内容の提供で
特徴的な点は以下の通りである。

入学後は、高校から大学の教育への円滑な移行のために、1 Semesterに「教養ゼ
ミナール」を配置している。文献検索、プレゼンテーション、討議、レポート作成な
どの大学における基本的な学修方法を身につけることを目的として、ゼミナール形式
で自らの課題に取り組む。また、人道を実践する看護師として必要な資質を養うた
めの科目である「赤十字原論」を入学後すぐに配置し、本学の理念を理解したうえで
赤十字の看護大学生として学んでいけるように配慮している。

2セメスターから始まる実習科目は、理論と実践を結びつけ、科学的根拠を持って看護を実践するため、病院、保健施設、行政機関などで、保健・医療・福祉の連携をとった内容としている。

専門基礎分野、専門分野の講義科目学習後の6セメスターから7セメスターには、各領域の実習を配置し、各領域実習終了後には、看護の継続やチーム医療における看護の在り方などに視点をおいた統合実習も行う。卒業前の8セメスターでは「統合看護技術」において既習の知識・技術を統合し、臨床実践能力がどの程度身についたかを確認している（資料4(2)-1 p19）。

<3> 看護学研究科

看護学研究科では、看護の専門性を更に特化して研究の出来る人材の育成と、それにより臨床現場での看護の質の向上を図るための教育内容を提供するよう努めている。

具体的には、学問の進展を把握し実践的な場において要求される看護に必要な知識と技術を教授する目的で、可能な限り教員自身も最新の情報を含めて学修要項を構成し、また、優れた専門性をもつ学外講師（兼任教員、特別講師）も招き、授業を実施している。また、関連するテーマについて、学生のもつ経験や思考を題材にしてディスカッションを行う等、学生中心の授業になるような工夫を行っている（資料4(2)-2 p38）。

平成26年度からは、従来兼任教員の講義時間が多かった「看護研究法」を内部の教員が主体となって行うこと、文献検索の時間を十分取ること、「研究計画書作成」で統計ソフト（SPSSなど）による統計処理の演習を行う、などの改善を行った。

2. 点検・評価

本学の授業科目は、卒業時の到達目標を達成するために必要な科目が設定されており、看護学部は大学設置基準と、看護学研究科は大学院設置基準と、また各種国家試験受験資格関連で保健師助産師看護師学校養成所指定規則と照らしても適切である。

教育課程の適切性の定期的な検証システムは作られていないが、学生、教員の意見をもとに教務委員会を主体として検討を行い、教授会・研究科委員会で審議、決定がされている。例えば看護学部で薬理学の履修時期を早める、看護学研究科で研究計画書作成の内容に演習を追加するなど改善に取り組むことができている。

これらのことから、基準4(2)はほぼ満たされていると判断できる。

(1) 効果が上がっている事項

・看護学部のカリキュラムは、基礎から専門へ順次性を持った体系的配置としており、1～5セメスターで学んだ知識と技術を6～7セメスターの臨床実習での看護ケアを通して統合し、不十分な部分を確認し、8セメスターの統合看護技術で統括することができる。卒業生全員が看護師国家試験を受験し、国内外の保健・医療・福祉の分

野で幅広く活躍できる有能な人材を育成するという本学の教育研究上の目的を果たす教育内容となっている。

(2) 改善すべき事項

・「教養ゼミナール」は大学教育への転換を図る非常に重要な科目であるが、ゼミナールごとにテーマも進め方も異なり、最終的に身につく学修に対する姿勢やスキルにばらつきが生じている可能性があることが、その後の各科目のレポート内容から推察されている。

・専門基礎分野の「形態機能学」「遺伝学」「生化学・栄養学」などの科目は、基本的な細胞の成り立ちなどの高校生物で学ぶ内容を理解していない学生にとって学修が困難であり、学業不振者の存在につながっている。

・看護学研究科においては、授業科目は適切に開講された一方、修士論文作成に関しては、平成 24 年度、25 年度ともに修士論文提出者は全員が修了したが、平成 26 年度の 9 月修了生は 7 名提出中 5 名のみの修了となった。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・今後も教育目標、教育課程、教育内容の整合性を点検しながら、カリキュラムの質を高めるための検証を教務委員会とカリキュラム委員会を中心に進める。

(2) 改善すべき事項

・初年次教育の重要性は年々高まっていることから、高校までの学びの現状を外部研究会等で調査しながら、教養ゼミナールの内容やスムーズに専門基礎分野の学修に入るための入学前教育についての改善案を「教育カリキュラムの検討」プロジェクトでまとめる。

・看護学研究科の修士論文作成の指導体制については、中間発表会を設けることにより、早い段階での修正を可能にすること、副指導教員制の導入など、予定期間内に研究を完成させる指導方法について平成 27 年度中に教務委員会で原案を作成し実現化する。

4. 根拠資料

4(2)-1 日本赤十字秋田看護大学 授業要綱(SYLLABUS) 2014 (既出 1-1)

4(2)-2 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学生便覧・学修要項(既出 1-3)

(3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

<1> 大学全体

本学は看護学の知識とともに看護を実践できる技術を修得することを目的としており、看護学部及び看護学研究科のそれぞれの教育目標を達成するために、講義、演習、実習の授業形態を組み合わせ教育を行っている。また、1単位は45時間の学修を必要とする授業内容を持つことを原則とし、学生便覧にも明示しているとともに、授業時間以外の事前事後学習の指針となるようにシラバスに学習課題や参考文献等を明示している（資料4(3)-1 p11、4(3)-2）。

看護学部の教育方法の特色はPBL（Problem Based Learning）テュートリアル教育を実施していることである。

看護学研究科も伝授型の講義ではなく、少人数のクラスでのディスカッションを用いた学生主体の授業形態である。研究は、指導教員が随時指導するとともに、研究計画発表会や審査の際には他分野の教員の指導も受けながら進められる。

<2> 看護学部

看護学部教育の特徴のPBLテュートリアル教育は自己学習とグループ討論によって問題解決を行う自己開発型の学習となっており、問題解決力、総合判断力、主体的学習力、コミュニケーション能力の育成を目標として各学年の科目で用いている。学生の自己評価では問題解決力・対人関係・自己学習力に成長が見られ、概ね目標に適した教育方法となっていると言える（資料4(3)-3）。

しかし、特に低学年では事例からの課題発見に必要な基礎知識が不足している場合もあり、自己学習が深まりにくいことがテューターから指摘された課題となっている。テューターである講義担当教員は、年に2回の全学PBL研修会で学生の主体的学びについての意見交換会の機会を重ねている。自己学習用の図書やビデオ等の資料や視聴スペースは図書館に整備し、自己学習の環境を整えている。

看護の主要な科目は講義と演習と臨地実習を組み合わせで行っている。語学や演習は3以上のグループに分け、目配りと学生参加が可能になるようにしている。臨地実習は、学生5～7名に対し1名の教員という体制をとり、臨床指導者と連携を取りながら指導にあたっている。最初の実習科目である「基礎看護学実習Ⅰ」の開始前には、フィジカルアセスメントのOSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、合格することによって基礎看護学実習の履修が可能となる。

単位の実質化に関しては、ほとんどの授業科目が必修科目となっているカリキュラムであるため、現在は履修科目登録の上限の設定（CAP制）はしていない。1単位が

45 時間の学修を必要とする内容になるように学習課題を設定することをシラバス記入要領として教員に周知しているほか(資料 4(3)-4)、学生には学生便覧に掲載しガイダンスでも説明して自己学習の時間の確保を促している。

<3> 看護学研究科

社会人学生の便宜を図るため、大学院設置基準第 14 条の特例を利用しており、授業は昼夜開講としている。また、入学時のガイダンスで学生に周知の上で、土、日曜日に開講する場合もある。看護学研究科では、看護学部とは異なり、後期を 9 月から開始している。これは、夜間に講義が多いため秋田県の冬場の天候と学生の通学の安全性を考慮したことと、修士論文作成のための変更である(資料 4(3)-5 p9)。

授業の形態の多くは、系統的な講義などの後に関連する分野の学生からの発言やプレゼンテーション、討論の時間をつくり、主体的な学習の機会を設けている。

特別研究の指導は、主として研究指導教員が行っているが、助産師教育を行う分野では、研究指導教員の指導の下に看護学研究科教員が実習の中で研究データを収集する指導を行い、修士論文の作成に向けている。

なお、特別研究に関する指導過程は、学生便覧・学修要項に記載したように、1 年次後期に研究指導教員が指導して研究計画書を作成し、年度末には学内に公開で研究計画書発表会を開催し、他分野あるいは看護学部教員からアドバイスを得て最終的な計画書を完成している。さらに 2 年次始めには、研究倫理審査委員会の承認を得て研究が開始され修士論文の作成にかかり、研究指導教員との密な連絡・指導の下に 1 月に修士論文を提出することになっている(資料 4(3)-5 p106)。研究倫理審査の申請は研究計画書発表会の後に可能としていたが、平成 26 年度以降、研究指導教員の承認が得られれば、いつでも研究倫理審査の申請を可能とすることとした。

看護学研究科においては、履修科目の上限の設定について専攻分野ごとに定めたものを平成 26 年度から学生便覧・学修要項に掲載している(資料 4(3)-5 p144)。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1> 大学全体

看護学部は授業要綱に、看護学研究科では学生便覧・学修要項の中にそれぞれのフォーマットで各教科目のシラバスを作成・掲載し、これに基づいて授業が展開されている。

<2> 看護学部

全学生にシラバス及び時間割表を配布しており、シラバスは、ホームページに掲載している(資料 4(3)-2、4(3)-6、4(3)-7)。記載項目は、授業科目名、担当教員、開講時期、単位数・時間数、必修/選択の区別、授業の概要、学生の到達目標、授業内容・

授業方法・学習課題、成績評価方法・評価基準、テキスト、参考文献、履修条件、学習相談・助言体制、備考（学生への要望・メッセージ等）である。

教務委員会がシラバス（授業要綱）作成に関わる責任を負っており、各科目の担当教員に記入要領とともに作成を依頼している（資料 4(3)-4）。担当教員が作成したシラバス原案は委員会が記入漏れ等の確認と修正依頼を行い、標準化された内容となるようにしており、シラバス記入内容については一定の改善が見られた。しかし、担当教員によっては評価基準を提示していないものが見受けられるなど、記載の不統一は解消されていない。

学生による授業評価でシラバスと授業内容の整合性を尋ねた設問の結果は平均で 5 点中 4.5 以上であり（資料 4(3)-8）概ね整合性がとれていたと言える。シラバスと授業内容の整合性がとれていないという意見が出た科目に対しては、教務委員長が担当教員に面接を実施、改善を促している。

<3> 看護学研究科

大学院設置基準第 14 条にある、学生に対する授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画については、年度始めに配布する学生便覧・学修要項と授業時間割に記載し、周知を図っている（資料 4(3)-9）。また、シラバスには、授業計画及び概要、授業の到達目標、授業方法、成績評価方法及び基準が記載され、学生に周知されている。平成 25 年度までは個々の授業での到達目標を記載していなかったが、平成 26 年度から個々の授業における「学生の到達目標」が記載された（資料 4(3)-5 p38）。

シラバスに基づいて授業が展開されているかの確認は、平成 25 年度終了時から開始した「大学院生による教育に関する評価」で「授業は、シラバス(授業概要)またはオリエンテーションに沿って進められた」という項目で行っている。この評価は研究科教務委員会が実施主体となっている(資料 4(3)-10)。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1> 大学全体

成績の評価は、看護学部、看護学研究科ともに成績評価基準に基づき行われ、単位の認定は、教授会及び研究科委員会により適切に行われている。

<2> 看護学部

成績評価基準は学則第 31 条の成績の評価の項目に明示している(資料 4(3)-1 p65)。また、履修方法及び試験については、日本赤十字秋田看護大学履修内規として定めており、共に学生便覧で確認できるようにしている（資料 4(3)-1 p80）。各科目の評価

基準はシラバス上に明記し、定期試験や小テスト、レポート、授業態度などで総合評価をする場合はその割合も明示することになっている(資料 4(3)-2 p27)。

単位認定は、教務委員会による審査、教授会の議を経て承認を得ることになっており、厳格に行っている。

学生の入学前の既修得単位については学則第 34 条及び既修得単位の認定に関する内規に基づいて行っている(資料 4(3)-1 p79)。他大学における履修単位については学則第 32 条で定めた基準に則り 30 単位を上限に認め、教務委員会が審査し教授会の議を経て単位の認定となる(資料 4(3)-1 p69)。

また、学則第 12 章 (第 43 条～47 条) に示されているように、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、聴講生及び外国人学生などの本学の学生以外の者も本学の教育研究に支障のない限り受け入れることになっている(資料 4(3)-1 p71)。

<3> 看護学研究科

成績評価と単位認定に関しては、大学院学生便覧・学修要項に記載し、入学時に学生に説明をしている。

成績評価は担当する教員により、試験、レポート等の形式で行われ、科目毎の成績評価方法がシラバスに記載されている。授業を担当する兼任教員からも評価をうけ、担当者が多い場合には時間数を考慮して平均を算出し、総合の評価としている。平成 24 年度の課題として教員による成績の偏りが大きいことがあげられ、それに対する改善策として平成 25 年度には、おおよその評価の基準を設定し、さらにレポート、プレゼンテーションについても基準を作成した (資料 4(3)-5 p30)。

単位制度の趣旨としては、本来 1 時間の教室内での講義に対して教室外での自学自習を合わせて、週に 1 回、15 週行うことを 1 単位と考えられているが、社会人学生の勤務への便宜を図り、本学では、がん看護学 (CNS 教育) と助産学 (助産師国家試験受験資格教育) を除き、原則木、金、土曜日を開講日としているため、専門科目特論などでは、1 回 4 コマ連続の授業を組んでいる科目もある。

単位認定は各担当者の成績評価を受けて、科目別に履修者の成績一覧が研究科委員会に提出され、確認が行われた後に単位が認定される。

なお、大学院学則第 22 条における入学前の既修得単位認定に関する規程では、該当する科目に関して研究科委員会で審議を行い、10 単位を上限に認める事になっている(資料 4(3)-5 p134)。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<1> 大学全体

教育成果の検証は、学生の成績及び卒業時の学生による評価を中心に行っている。そして、その結果を教員にフィードバックするとともに教務委員会・大学院教務委員会で検討し、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている（資料 4(3)-11）。

教育内容・方法の改善を図るための組織的な研修の機会としては、毎月の FD・SD 研修会がある。企画主催は FD・SD 委員会であるが、教育に関しての内容の場合は教務委員会・カリキュラム委員会などと共催として連携を取りながら定期的・継続的に開催している。シラバスの作り方について、授業評価方法についてなどのテーマをとりあげ、ワークショップ形式で教員が自発的に教育内容・方法の改善に取り組めるよう工夫をしている。FD・SD 研修会での成果を基に、DP 作成のためのワーキンググループが組織され、教職員のワークショップ等で周知を図りながら平成 26 年に DP の完成に至ったことは、教職員各自の業務が学生の成長に直接かかわることを認識する良い機会となった（資料 4(3)-12）。

<2> 看護学部

看護学部では、教育成果の点検の指標として開学以来平成 25 年度まで、兼任教員も含めて全科目に対して科目ごとに学生による授業評価を行ってきた。集計結果は学生にも学内公開している。しかし、各教員にフィードバックされるのが遅く、結果が項目ごとの平均点であり教育内容・方法の改善に直接結びつけ難いこと、卒業時満足度調査でも授業評価に真面目に取り組んだ学生の割合が低かったことが確認されたため、平成 26 年度に見直しとなった（資料 4(3)-11）。

変更にあたっては、教員が教育活動改善に自発的に取り組むための事項に関することを所掌するとした規程に沿ってまず FD・SD 委員会の変更の決定を行い、評価方法と内容については教務委員会で検討を行った。教務委員会案を教授会で審議の上、全学年次生に対しセメスター毎に授業とカリキュラムに関する調査を行うこととした（資料 4(3)-13）。

調査は、事前にシラバスを確認しながら自分が学生の到達目標を達成したかどうかや、授業内容や方法で教員に改善してもらいたい点や効果的だった点などの評価項目を考える時間を持たせ、具体的な記述を中心とする方式とした（資料 4(3)-14）。

教育内容・方法の改善を図るための方法としては、平成 25 年度から「授業評価アンケート集計結果をうけての担当授業科目へのフィードバック・改善等調査票」が導入された（資料 4(3)-15）。これは、授業評価アンケート集計結果に見られた学生の傾向・要望等を分析し、それについてどのように工夫・改善するつもりかを科目担当責任者がまとめるものである。教務委員長に提出され、学務課カウンターに置かれたファイルを学生が閲覧することも可能である。各教員から教務委員長に提出された授業改善

案の多くは、学生の意見を参考に授業の改善策を示していたが、回収率は67.6%（平成25年度）であった。また、改善案が実施されたのか及びその有効性の検証は、まだ実施されていない。

<3> 看護学研究科

看護学研究科では、少人数の学生に対しての各科目の授業評価はなじまないのではないかという点から学部と同じような形式での調査は行っておらず、教育効果に関する客観的な評価体制の構築が遅れていた。平成25年度にワーキンググループで授業評価案を作成し、平成25年度末より大学院生による授業評価を開始し、平成26年度からは大学院教務委員会で教育課程や内容・方法の改善を検討することになった。

調査結果は、対象者数が限られているため、平成26年度実施分と合わせて分析を行う予定である。

教育内容・方法の改善については、大学の学部、併設の短期大学と合同のFD・SD研修会の機会を利用して研修を行った。また、日本赤十字学園の6大学の教育における連携についても単位互換等の導入について検討が行われている。平成25年度には本看護学研究科の共通科目「異文化看護論」が遠隔教育の試行の科目に選ばれ、平成26年度に試行が行われた。

2. 点検・評価

「人道」の精神を基調に、あらゆる人々の生命と健康を守ることができる人材を育成するという教育課程の編成・実施方針に基づき、講義・演習・実習を組み合わせた授業形態となっている。また、シラバスの記載内容の改善とシラバスに基づいた授業の展開についても、教務委員会を中心として取り組んでいる。教育内容・方法の改善は授業評価アンケートやFD・SD研修会などで恒常的に取り組んでおり、基準4(3)はほぼ満たされているといえる。

(1) 効果が上がっている事項

・看護学部においては、シラバスの記載事項に関して教務委員会としての検証を行ったことで記載内容の統一性に改善が見られた。看護学研究科ではシラバスの授業到達目標について平成26年度版から授業毎の目標を記載することとした。この提示により、授業内容が明確に学生に伝わり、学修目的の達成に近づける。また、授業内容・方法に関して学生からの客観的な評価を受け、改善の可能性を高めることができる。

・授業評価の方法の変更については、昨年までの傾向と比較ができなくなるというデメリットがあったが、従来の評価方法よりも内容を簡素化し、事前にシラバスを確認しながら評価項目を考える時間を持たせて改善点を具体的に記述してもらったことで、数値による評価が改善に結びつきにくかった点を解消できたと思われる。また、学生

が直接 OA 教室のパソコンで入力することで、教員へ評価を開示するまでの時間が大幅に短縮されたとともに、外部業務委託費の節約となった。

(2) 改善すべき事項

- ・PBL 教育を低学年科目で用いる際に、必要不可欠な知識の学習不足が生じている学生が存在する。

- ・大学全体として教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集、蓄積し、分析を行い、その結果を利用するためのインスティテューショナル・リサーチ (IR) 機能をもたせた体制にはなっていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ・シラバスの記述に関して、教務委員会および学務課職員による検証を行い記述の不備をなくすとともに、FD・SD 委員会と教務委員会が中心となり、定例の FD・SD 研修会の時間を利用してシラバスの記載方法についてのワークショップを開催する。また、DP を意識した各科目のシラバスの作成にも取り組み、シラバスを通じた教育の質保証を引き続き行う。

- ・授業評価方法の変更後、評価結果をもとにした授業の内容及び方法の改善が行われたかどうかの確認は、FD・SD 委員会と教務委員会が中心となって、教員に対する調査等を平成 27 年度以降に行う。また、回収率を上げるために、FD・SD 研修会等を通して意識づけを行っていく。

(2) 改善すべき事項

- ・PBL 教育を低学年科目で用いる際の知識の学習不足を避ける方法や、積極的に取り組む学生の教育効果と消極的な学生の教育効果に大きな乖離が生まれる点をどのように解消するか等について PBL テュートリアル教育委員会を中心に平成 27 年度に原案作成に取りかかり、教務委員会、教授会の議を経て「教育カリキュラムの検討」プロジェクトに活かす。

- ・教育成果を分析し、改善に活かすための IR 体制をどのように整えるかについては、本学の評価センターで平成 27 年度に現状を整理し、経営会議での組織体制の検証への資料とする。また、教授会及び研究科委員会で検討するとともに、赤十字の 6 大学のデータの活用の可能性等も学長会議などを通して探っていく。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014 (既出 1-2)
- 4(3)-2 日本赤十字秋田看護大学 授業要綱(SYLLABUS)2014 (既出 1-1)
- 4(3)-3 PBL に関する学生のアンケート結果
- 4(3)-4 シラバス記入要領
- 4(3)-5 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学生便覧・学修要項 (既出 1-3)
- 4(3)-6 平成 26 年度 看護学部 時間割表
- 4(3)-7 日本赤十字秋田看護大学 看護学部看護学科 ホームページ シラバス
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=306#syllabus
- 4(3)-8 H25 年度 授業評価
- 4(3)-9 平成 26 年度 大学院看護学研究科 時間割表
- 4(3)-10 大学院生による教育に関する評価
- 4(3)-11 卒業時満足度調査
- 4(3)-12 平成 24 年 7 月実施 FD・SD 研修会アンケート集計結果
- 4(3)-13 平成 26 年度第 4 回教授会議事録
- 4(3)-14 H26 年度 授業評価
- 4(3)-15 授業評価アンケート集計結果をうけての担当授業科目へのフィードバック・改善等調査票

(4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 大学全体

本来、教育の成果は卒業生のキャリアに体现されるはずであるが、看護学部、看護学研究科ともに開設後の年数が浅いため、長期的な教育成果の評価については取り組み始めたばかりである。短期的な教育成果の指標としては、各科目の学生の到達目標の達成度を指標としてつけられる成績評価や、履修科目1単位当たりの成績の平均点(以下、「GPA」という)、看護技術の習得の検証としてOSCEの結果を用いている。本学は平成26年にDPを明文化したが、DPで示した能力を身につけたかどうかを、どのような方法で評価するかについては議論の途中である。

専門職の育成という視点で見れば、教育成果の一つとしてあげられるものは看護学部卒業生の看護師及び保健師国家試験の合格率と看護学研究科修了生の助産師国家試験の合格率である。開学以来の合格率は、ほぼ全国平均を上回っている(資料4(4)-1)。

教育成果の評価法について検討し、有効性を検証し、教育改善を行う仕組みとしては、看護学部ではカリキュラム委員会、教務委員会、看護学研究科では大学院教務委員会が担当している。授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施組織としてはFD・SD委員会がある。

<2> 看護学部

学生の学習成果を測定する指標は、教科目ごとに決定されている。方法については試験、レポート、授業参加度等である。また、成績評価についての基準は定められており、シラバスに示された成績評価方法・基準を見ると、殆どの科目が複数の方法を用いた総合評価としている。OSCEの合格点については、その都度PBLテュートリアル科目担当者によって協議のうえ、定められている。GPAについては、セメスターごとに学生本人と学生支援アドバイザーに伝えられ、学修状況に関する面接の際の資料として役立っている。以上のことから、短期間の学生の学習成果を測定するための評価指標の開発と成果の測定は適切に行っていると言える。

また、平成25年度卒業生の看護師国家試験合格率は97.1%であり、評価できる結果であった。

平成25年度に第一期生の『卒業生アンケート調査』及び『本学卒業生の就職先アンケート調査』をおこなった。卒業生に対して、本学で学んだことや経験が現在の仕事・職場で役立っているかどうか尋ねた質問への回答は、「役立っている」と「少し役立っている」を合わせると86%であった。就職先からの評価も概ね高く、本学卒業生の職務を遂行する能力や意識の水準について、「高いと感じる」「どちらかといえば高いと

感じる」と答えた施設は合わせて 71%であり、今後も本学卒業生を採用したいと思うと答えた施設は 97%であった（資料 4(4)-2-1、4(4)-2-2）。

また、在学生による達成度評価として卒業時満足度調査を行った。それによると、大学の学生食堂、駐車場などの環境面での満足度が低い反面、教育目標についての達成度は概ね高く評価されているなどの結果が得られた（資料 4(4)-3）。

就職に関しては、国家試験に合格した者は、看護師、保健師として 100%就職しており、保健・医療・福祉の担い手の輩出に成果を上げている。

<3> 看護学研究科

教育目標に沿った成果が得られたことの検証は、育成した学生の今後に懸かってくると考えられるが、現状では評価システムができていない。学生自らが評価する短期的な自己評価と共に、修了生に関する長期的な教育成果も追求する必要がある。また、現状では、修了生に対する自己評価、勤務先の評価に関する評価体制が整っていないが、研究科委員会が主体となり平成 26 年度に実施する予定である。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

<1> 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに、規程に従って適切に行われている。

<2> 看護学部

看護学部では、学則第 36 条に基づき、以下の手続きを経て、卒業認定、学士（看護学）の学位が授与される（資料 4(4)-4 p70）。

- 第 1 項 学長は、卒業の要件を満たした者について、教授会の議を経て卒業を認定する。
- 第 2 項 学長は、前項で卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
- 第 3 項 学長は、卒業証書を授与された者に対して学士（看護学）の学位を授与する。

卒業判定に関しては、成績と単位取得の確認を教務委員会で行った後に、教授会の審議をもって学位の授与を決定している。

<3> 看護学研究科

学位授与の基準は、日本赤十字秋田看護大学学位規程第 3 条に基づき定められてお

り、関連する条項等を示す（資料 4(4)-5）。

（学位授与の要件）

第 3 条 2 修士の学位は、本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

なお、修了要件は、大学院設置基準第 16 条に基づく日本赤十字看護大学大学院学則第 27 条により以下のとおり定められている（資料 4(4)-6 p135）。

（課程修了の審査）

第 27 条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績をあげた学生については、在学期間を 1 年以上に短縮することができる。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

そして、課程修了は以下により認定される。

（課程修了の認定）

第 28 条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

なお、修士論文の審査は大学院学位論文審査委員会が、その規程に基づき実施するものであり、論文審査に当たっては、学位論文審査委員会規程に基づき、規程中の（別紙 2）修士論文又は課題研究論文の審査基準を運用し、客観性を重んじている（資料 4(4)-6 p155-157）。

平成 25 年度には、前年度の初めての学位審査の結果などを参考にして、よりよい学位審査を行うべく研究科委員会、学位論文審査委員会において、学位論文審査（最終試験）実施要項（研究指導教員用、大学院生用）、研究計画書提出要項の作成、課題研究計画書の作成と発表会、などに取り組んだ（資料 4(4)-6 p115）。

平成 24 年度は第 1 期生のうち 6 名が、平成 25 年度には第 2 期生のうち、長期履修申請者を除く 7 名が修士（看護学）の学位を授与された。また、9 月修了の制度が開始してから、平成 26 年 9 月に 5 名が修了した。

2. 点検・評価

本学は平成 26 年に DP を明文化したばかりであり、DP で示した能力を身につけたかどうかを、どのような方法で評価するかについては議論の途中である。また、大学の歴史が始まったばかりであり長期的な分析はできていないが、教育の妥当性を国家試験合格率、就職実績、卒業生の就職先や卒業生への調査結果をもとに判断すると、「国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学

の発展及び人類の福祉の向上に寄与する」という本学の目的に向かって、スタート時点での成果はあげることができていると判断できる。学位授与も、学長、教授会、研究科委員会の責任のもと、規程に定められた手続きに従って行われており、基準 4(4)の充足状況に特に問題は無い。

(1) 効果が上がっている事項

- ・看護学部卒業生の就職先からの評価が概ね高かったことから、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。

- ・看護学研究科における修士論文または課題研究論文の審査では、主査が中心となり改善の方向性にも言及しながら審査結果の詳細を学位論文審査報告書にまとめている。学位論文審査報告書は学生本人にフィードバックされ、最終提出される論文の完成度を上げることに役立っている。

(2) 改善すべき事項

- ・看護学部の平成 25 年度卒業生についての保健師国家試験合格率は 77.8%であり、保健師資格取得者の育成という点からは改善の余地があった（資料 4(4)-1）。

- ・DP で示した能力を身につけたかどうかの評価指標の開発が必要である。

- ・看護学研究科学生、修了生の評価については前述のように平成 25 年度末にアンケート調査を実施し、平成 26 年度分と合わせて今後分析を行うこととなっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ・就職先に対するアンケート調査は今後も引き続き行い、教育目標に沿った成果が上がっているか確認するための指標として役立てていく。また、アンケート調査だけでなく、就職数が多い施設の担当者からの聞き取りを行うなど、より詳細な情報を収集して評価項目を改善していく。調査の内容をどう教育内容の改善につなげていくかについても、今後教務委員会で議論を進める。

- ・学位論文審査報告書での指摘事項が最終提出論文でどのように修正されたかについては、審査員の確認は必要とされていない。確実に修正を行うためには、審査員の確認を経ての最終提出とすることなども今後の課題である。学生の意見も聴きながら大学院教務委員会で修正手順について案をまとめる。

(2) 改善すべき事項

・保健師については秋田県内の養成施設では定員枠を縮小しているという傾向がある。その理由のひとつとして資格取得はしても保健師として就職する学生数が限られていることがある。本学でも平成 25 年度入学生から選択制になることが決まっており、今後の支援体制については学生の就職動向もふまえて国家試験対策委員会と教務委員会で方針を決める。

・DP と評価指標については、平成 27 年度以降に教務委員会と下部委員会で、各科目の授業到達目標を達成することが DP 達成につながるようなカリキュラムの調整と、卒業までに全員が身につける能力の実質的な評価指標の策定を目指す。

・看護学研究科の教育成果については、社会活動の中での本学での教育の効果についても修了生の学会発表や投稿論文の実態調査などを行っていく。

4. 根拠資料

4(4)-1 国家試験結果一覧

4(4)-2-1 平成 25 年度 卒業生アンケート調査

4(4)-2-2 平成 25 年度 本学卒業生の就職先アンケート調査

4(4)-3 卒業時満足度調査(既出 4(3)-11)

4(4)-4 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014 (既出 1-2)

4(4)-5 日本赤十字秋田看護大学学位規程 (既出 4(1)-6)

4(4)-6 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学生便覧・学修要項(既出 1-3) (学位論文審査基準)

【基準5】 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに、APを定め、学生募集要項、大学案内、ホームページなどで明示している（資料5-1-1、5-1-2、5-2、5-3-1、5-3-2）。平成26年度にDP及びCPが明文化されたことを受けて、APについても平成27年度以降に入学者選抜委員会で原案を作成し、教員会議、教授会、研究科委員会でさらに検討を加えていく予定である。

<2> 看護学部

「人道：Humanity」の理念を基調として、本学が「求める学生像」を以下の6項目として学生募集要項に明示している（資料5-1-1）。

1. 赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
2. 生命の尊厳を理解し、人間としての権利を尊重し行動できる人
3. 社会や生命の倫理に関心があり、看護を学ぶ意欲を有する人
4. 豊かな感性と誠実な人間性を持つ人
5. 積極的に他者との交流ができ、相手を尊重した責任ある行為・行動ができる人
6. 物事について深い関心を持って追求する姿勢を持ち自己研鑽を重ねられる人

求める学生像については、高校生、高等学校の進路指導等教員、進路説明会・オープンキャンパス・学園祭に来場した社会人を対象にして広く広報活動をしている。

本学に入学するにあたり、身につけてきて欲しい力は、大学案内に明示しているほか、広報活動を通して受験生へ口頭で説明をしている（資料5-2 p18）。

また、秋田県の大学間連携で行っている「大学コンソーシアムあきた」で高校生を対象に各大学から企画授業を提供する高大連携授業を行い、学問への興味喚起と進路について考える機会としている（資料5-4）。

障がいのある学生の受け入れについての方針は次の3点である。

1. 大学の目的から、看護大学で学びたいと希望し、学校教育法第90条に該当する者は誰でも受験し入学ができること
2. 看護職の免許取得については、「保健師助産師看護師法第9条」により決定されること
3. 障がいのある学生が入学した時には、円滑な学生生活ができるように机・椅子等に配慮をする

学生募集要項には障がいを有する入学志望者との事前相談について明記している(資料5-1-1 p11)。尚、本学の建物の構造は、床面に段差がなく、上下階への移動はエレベーターの利用が可能であり、車いす用のトイレは各階に設置されている。また、2号館には視覚障害者誘導用ブロックも敷設されている。

<3> 看護学研究科

大学院生募集要項に、AP(求める学生像)として以下を明示している(資料5-1-2)。

1. 人の尊厳を確保する倫理観を持ち、人の生活と健康に対し全人的な視点から問題提起のできる人
2. 人のもつ健康問題に真摯に取り組み、研究を推進できる人
3. より卓越した専門的な知識と技能を持ち、さらなる看護と看護学の実践或いは研究に対し向上心の旺盛な人
4. 地球規模での健康問題を視野に入れ、他職種と協働した思考のできる人

入学するために修得しておくべき事項に関しては、特に記載をしていないが、学校教育法第102条(大学院の入学資格)により、大学卒業者のもつ知識レベル、特に看護学に関するレベルを基本としている。受験者の出願資格については大学院生募集要項に明記している(資料5-1-2 p2)。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

<1> 大学全体

ホームページなどを通して、AP、学生募集及び入学者選抜に関する周知を図っており、看護学部と看護学研究科の各々で募集要項を作成している。

入学者選抜にあたっては、公正を期すために、試験問題の作成について漏洩がないよう、機密性の確保に努めると同時に、受験生を特定できないよう、受付から入学試験の実施、合否判定、合格発表までの全過程において、一貫して受験番号で対応している。

入試判定の手続きは教授会のもとに設置する日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会、及び研究科委員会のもとに設置する日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜・情報広報委員会がそれぞれの委員会規程に準拠し（資料 5-5、5-6）、評価点数集計等の入学者選抜に関する業務は公正を期して行い、合否判定は教授会及び研究科委員会の判定会議で行い透明性を確保している。過年度の入試結果に関する情報は、大学案内、ホームページ等において内外に公表している。

<2> 看護学部

学生の受け入れに関する情報は大学案内やホームページ等において、恒常的に周知を図っている。また、本学の教育理念・教育目的・教育目標・本学が求める学生像を学生募集要項に記載するとともに以下の方法で提供している。

- ① 本学主催の高等学校進路指導教員を対象とした「学生募集説明会」を実施
- ② 業者主催の進路説明会に参加
- ③ 8月から9月にかけて高等学校を訪問し、進路指導担当教員に本学の教育目的・目標、教育の特徴、教育課程などについて説明
- ④ オープンキャンパスを年2回開催し、模擬授業・看護の演習を通しての入学後の学習内容や教育課程を紹介
- ⑤ オープンキャンパスにおいて、教員による入試に関する個別相談、事務職員による奨学金等の相談、在学生による相談の各コーナーを同時に設置
- ⑥ 「大学コンソーシアムあきた」の高大連携事業の一環として年2回「高校生のための看護学入門」を開講し、看護に関する授業を提供
- ⑦ 本学のホームページや各業者による媒体への広告等の掲載
- ⑧ 高等学校へ大学案内等の送付
- ⑨ 学校訪問で本学に来学した中学生・高校生に対しては本学の説明、見学と模擬授業の機会を設定
- ⑩ 出前授業の実施

以上のように、秋田県内・県外において幅広く広報活動を行い、受験生及び保護者だけでなく一般の方々の理解を得るようにしている。

入学者の選抜方法は、公募制推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、赤十字特別推薦入学試験、社会人・学士等入学試験、一般入学試験がある。

公募制推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、赤十字特別推薦入学試験、社会人・学士等入学試験は、応用力試験、面接、提出書類（調査書・推薦書・志望理由書等）を総合して判定する。

一般入学試験は、大学入試センター試験の本学が指定する教科・科目の成績及び面接、提出書類（調査書、志望理由書等）を総合して判定する。指定する試験科目は、

高等学校の普通科・実業科の別なく、卒業者、卒業見込者であれば誰でもが受験できるように設定している。

<3> 看護学研究科

学生の募集、入学試験に関する日程の調整、募集活動、入学試験の実施に関しては研究科委員会に属する入学者選抜・情報広報委員会が中心となり、規程に基づき実施している。

学生の募集は、Ⅰ期Ⅱ期を含めて秋田県南、中央、県北合わせて10回の説明会の他に、県内外の大学、病院への訪問と大学案内及び学生募集要項の送付で行っている。

看護学研究科への出願資格は、学校教育法第102条、及び学校教育法施行規則第155条で謳われている修士課程・博士課程（前期）に該当する資格とし、募集要項に記載している。また、がん看護学分野（CNS教育）と助産学分野（助産師国家試験受験資格教育）に関しては、看護師資格を要求している。

学士の学位を持たない者が本学研究科に入学を希望する場合には、事前に個別出願資格審査申請書の提出を求め、入学者選抜・情報広報委員会での資格審査を行ったうえで、出願の可否を決定している。

入学者の選抜枠は、一般選抜、社会人特別選抜、赤十字特別選抜である。選抜方法は、筆記試験（外国語、小論文、専門科目）、面接及び書類審査を総合して合格者を決定している。

筆記試験の採点にあたっては、受験者が少ないことを考慮し、採点者が受験番号から受験者を特定できないよう受験番号を伏せて採点するなど、公正さへの配慮をしている。また、出題者が作成した採点基準をもとに、複数の教員が採点を行い、平均値を判定に用いることにしている。

入学者の選抜の実施に関しては、規程に基づいて適正に行われているが、試験の内容が適切であったか否かに関しては、入試時の成績と入学後の成績や論文審査結果との関連性を分析するなど、多方面から今後検証する必要がある。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1> 大学全体

入学定員は、看護学部100名、看護学研究科12名である。開設以来、設立時の入学定員を充足すべく募集活動を行ってきた。看護学部と看護学研究科それぞれの入学者と在籍者の状況については次に述べる。

<2> 看護学部

平成 25 年度入学生は 115 名、平成 26 年度入学生は 105 名であり、例年、入学定員と入学者数との比率は 1.09 前後で推移している。また、平成 26 年 5 月時点での在籍学生数は、1 年次 105 名、2 年次 115 名、3 年次 109 名、4 年次 111 名、合計 440 名となっており、定員充足率は 1.1 と適切である。

短期大学看護学科卒業生の学士への道を確保するために、3 年次編入学制度を平成 25 年度まで設けていたが、志望者の減少や看護大学の開学からの年数に鑑み、廃止とした。

<3> 看護学研究科

平成 25 年度入学生は 13 名、平成 26 年度入学生は 10 名であり、例年、入学定員と入学者数との比率は平均 0.97 である。また、平成 26 年 5 月時点での在籍学生数は、1 年次 10 名、2 年次 24 名、合計 34 名となっており、定員充足率は 1.42 である。

収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっている原因は、長期履修制度を利用して履修している学生が増えているためである。学生の便宜を図るために設けた制度であるが、今後、教育環境の面から情報を収集し、全体の在籍数の管理を行っていかねばならない（資料 5-7 p28,150）。

（４）学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

看護学部及び看護学研究科の入学者選抜委員会及び入学者選抜・情報広報委員会において、学生募集要項、入学者の選抜方法、入学者選抜試験の実施、合否判定の基準、その他の入試業務の管理等、入学者選抜に関する事項を審議し、適切性を検証している。変更事項に関しては教授会あるいは研究科委員会において審議のうえ、決定する。また、日本赤十字学園における理事会に報告している。

<2> 看護学部

入学者選抜に係る日程の調整並びに方法の見直し、募集要項の作成及び入学試験に係る事項は、入学者選抜委員会が担当し、教授会の議を経て実施される。

入学試験の公正性・適切性を確保するために、試験毎に入学者選抜委員会で検証のうえ、実施案を作成し、教授会の議を経て実施に移す体制をとっている。

<3> 看護学研究科

毎年度、入学試験業務の開始に際し、入学者選抜・情報広報委員会が入学者選抜に関連する日程の調整、方法の詳細などを見直しを行ってから大学院生募集要項が作成され、研究科委員会の審議を経た後に入学者選抜は開始される。

2. 点検・評価

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜を適正に行っている。また、在籍学生数と収容定員の比率からみても、特に問題は無い。学生の受け入れの適切性についても、定期的に検証を行っており、看護学研究科の入試では複数の教員による採点など改善につなげている。よって、基準 5 は概ね充足されていると言える。

(1) 効果が上がっている事項

・看護学部の学生定員の充足状況については、平成 21 年の開学以来、受験倍率は 2 倍強を持続し、入学定員も開学以来充足しており良好である。教職員による学生募集活動の結果は、平成 26 年度一般入学試験の志願者数が秋田県内出身者 121 名、県外出身者 119 名であり、県外の受験生が増加していることは、広報活動の成果であると考えられる。看護学研究科では、学士の学位を保有しない受験者にも、受験資格に関する規定を設けて資格審査を行うことにより、現在臨床看護に携わっている人に実践の中での研究を行う機会を提供しており、看護の質の向上に貢献している。

・本学が担当する高大連携授業は「大学コンソーシアムあきた」が主催する高大連携授業の中では参加者が一番多く、受講者のアンケートをみても看護に対する理解関心に繋がり、進路選択の参考にもなっている（資料 5-8）。

(2) 改善すべき事項

・看護学部に入學するにあたり、修得しておくべき知識等の内容や水準について明示しておらず、入学決定者に対しても学力持続のための学習及び読書という要望にとどまっている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・看護学部では、各学年の 7, 8 割の学生が秋田県の出身者である。秋田県の 15~19 歳人口の推移をみると、漸次、減少の傾向にあるため、今後も広報活動と入学者数の関係を分析しながら、秋田県内とともに東北各県での入学者数の確保に努める。

また、一般入学試験は1回の実施としているが、前期、後期の2回実施するなど学力及び資質の高い学生を得る方法について検討していくとともに、指定校の見直しも定期的に行っていく。

・看護学研究科では、学士の学位を有しない看護職への広報を続けるとともに、今後は看護学部の卒業生が臨床経験を経て、あるいは卒業直後に入学するための広報や、本学卒業生、本学の前身である短期大学看護学科の卒業生、赤十字関連施設に勤務し、施設長からの推薦を受けた者に関しては入学金を免除する優遇制度などについても、積極的に明示して学生の確保に努める。

・看護専門職となるための学びを意識できるような高大連携授業に引き続き取り組む。

(2) 改善すべき事項

・看護学部の入学前教育について問うた在学生のアンケートによると、入学前に習得しておいた方が良いと思う科目に「生物」と「化学」が挙げられた(資料5-9)。本学に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容や水準について明示するための根拠として現状分析を続けるとともに、水準に達していない部分について対応する方法についても入学者選抜委員会と教務委員会が連携し方針を決定する。

4. 根拠資料

- 5-1-1 平成26年度 看護学部看護学科 学生募集要項(既出1-8)
- 5-1-2 平成26年度 看護学研究科看護学専攻修士課程 大学院生募集要項(既出1-9)
- 5-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 大学案内 2014(既出1-6)
- 5-3-1 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 看護学部看護学科
建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=387 (既出1-4-1)
- 5-3-2 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 大学院
建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=165 (既出1-4-2)
- 5-4 高大連携授業リーフレット
- 5-5 日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会規程
- 5-6 日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜・情報広報委員会規程
- 5-7 平成26年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
学生便覧・学修要項(既出1-3)
- 5-8 大学コンソーシアムあきた 平成26年度前期
高校生のための看護学入門～「生きる」を支える人になる 受講者の声

5-9 入学にかかるアンケートについて

【基準6】 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、学生支援を教育の一環として位置づけ、全ての教職員と学生相談の専門家であるカウンセラーとの連携・協働によって、学生の課題に応じた支援を提供できる体制をとっている。看護学部では、その支援の中心に学生委員会の活動が位置付けられている。看護学研究科でもその方針に変わりはなく、2年間を各領域の研究指導教員が中心になり学生の支援についての役目を担っている。

学生委員会の設置目的は「日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程」第1条において、「本学の学生の学生生活向上のために、学生生活全般に関する事項を協議（審議）し、決定事項の実施を管理運営する」と明記されている（資料6-1）。学生委員会は併設する短期大学と合同で運営されている。毎月1回の定例会議を開催し、学生支援について協議を行い活動に取り組んでいる。

学生委員会の審議事項として、学生行事に関する事項、学生の就職及び進学に関する事項、課外活動（学生自治会、学園祭及びサークル活動等）に関する事項、学生相談（学生支援アドバイザー制度及びカウンセラー制度等）に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、学生倫理に関する事項、その他学生生活に関する事項が定められている（資料6-1 第3条）。

学生の健康管理に関しては、学則第52条及び学校保健安全法に基づき、学生の健康の保持増進を図ることを目的として「日本赤十字秋田看護大学健康管理規程」を定めている（資料6-2）。

また、全ての学生が看護専門職の国家試験を受験することから、国家試験対策委員会を看護学部教務委員会に置いている（資料6-3）。その目的は、看護師並びに保健師国家試験の対策を立て、学生が主体的に学習するための指導及び支援に関する事項を審議し、必要な措置を講ずることである。

具体的な活動計画は各委員会が中心となり年度毎に策定し、教授会の承認を得る。決定した活動計画は教員会議で報告・周知し、教職員が連携し学生支援にあたっている。

看護学研究科における学生支援の方針を明文化したものは無い。学生の殆どが社会人であり、かつ少人数であることと、随時研究指導で関わる関係から、研究指導教員が学生の状況を踏まえた上で個別に学生支援に関わることが多い。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

看護学部学生が在学中に抱える修学、健康及び生活上の諸問題、将来の目標などに対する迷いや悩みなどを共に考え、学生が自主的に解決することを4年間にわたって継続的に支援する学生支援アドバイザー制度を設置し、修学支援を行っている(資料6-4 p99)。学生支援アドバイザー(以下、アドバイザーという)は、原則として教員一人あたり15名程度の同一学年の学生を担当し、全担当学生と Semester ごとの面談を行い、記録を保存している。また、各学年にはアドバイザー責任者を1名配置し、各アドバイザーや学生の相談を受け、問題解決に向けた助言や指導を実施している(資料6-4 p32)。

ピア・サポーターやティーチングアシスタントなど、学生同士の支援体制については、授業の空き時間が限られていること、長期の実習や国家試験対策などがある上級生の負担が大きいことなどから、大学主導では行っていない。

1) 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適正

欠席、遅刻が目立つ学生、学業不振者、留年者、休学・退学者に対しては、アドバイザーを中心として、保護者との面談も含めて学生の個別性に応じた修学支援が行われている。

平成25年度の退学者は4年次1名で、理由は「進路変更」であった。休学者は3年次生2名、4年次生1名、いずれも、「病気療養など」であった。また、看護学研究科においては、中途退学者はなかった。

2) 補充教育に関する支援体制とその実施

学部では、学生からの要望が多かった解剖生理学や専門科目の国家試験対策講義を、教員が9月～12月に実施している。また、父母の会の援助を受け、業者による国家試験対策模擬試験や対策授業を行っている。国家試験合格のために特に支援が必要な学生については、アドバイザー及び専門科目担当教員による個別指導を行っている(資料6-5)。

3) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

支援が必要と思われる学生に関しては、アドバイザー、教務委員会を中心として、必要時はカウンセラー(臨床心理士)と連携をとりながら、学生の状況について情報を共有し、個別ニーズに応じた支援を行うことにしている。

4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学では、日本学生支援機構奨学金制度に加え、学生生活の安定のために大学独自の同窓会奨学金貸与制度（資料 6-4 p103）、日本赤十字社医療施設が設けている奨学金制度（資料 6-6 p34,35）、日本赤十字秋田看護大学特待生制度（資料 6-4 p100）を定め、学生便覧に掲載し、学生に周知、利用を促している。また、随時、説明会や奨学金に関する専用の掲示板を設置し、広く学生に周知している。

奨学金の申請に関わる相談窓口（学務課）については学生便覧に掲載し、学生に情報を提供している（資料 6-4 p36、6-7 p15）。

全学生のうち、大学窓口を通して何らかの奨学金を利用している学生の割合は学部で 67%、研究科で 17%である。看護学研究科では既に就労している学生が殆どであるため、奨学金を申請しても採択されにくい状況にある。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

「健康管理規程」では、学生の健康管理に関する業務は学務部長が担当し、校医及び教職員、看護職者及びカウンセラーが実施することとしている。また、環境衛生及び安全の点検・整備は、学務部長、校医及び事務局が協議のうえ、企画及び立案し、実施するとともに、併設短期大学と合同の保健管理センターが保健管理に関する業務を行うことにしている（資料 6-8）。

本学は保健室に 2 名の看護職（非常勤）を配置し、①健康診断、②救急処置、③健康相談及び指導、④精神保健に関する相談、⑤各種予防接種その他の伝染病予防、⑥健康管理カードの記録及び健康診断表の保管を行っている。利用時間は月曜～金曜の 9:00～16:00 である。平成 25 年度は延べ 203 名の学生の利用があった（資料 6-4 p33）。また、秋田赤十字病院心療センターのカウンセラー（臨床心理士）も、毎週火曜日 15:00～17:00 に保健室で相談業務を行っており、平成 25 年度は延べ 32 名の学生及び教職員の利用があった（資料 6-4 p32）。

2) 定期健康診断

定期健康診断は毎年 4 月に学部全学生を対象に実施している。定期健康診断においては感染症抗体価検査（麻疹、風疹、水痘、ムンプス）を実施し、抗体のない学生には予防接種をするように指導している。実施後、結果表・問診票をもとに、健康上問題のある学生に対して、校医と保健室所属の看護職者がアドバイスを実施している。また、必要があれば校医の紹介状を持参し精密検査を医療機関で受診することを促している（資料 6-4 p33）。

看護学研究科学生については、助産師国家試験を目指すコースの学生にのみ学部生と同様の定期健康診断を実施している。社会人学生の場合は、勤務先での健康診断を

受けることを踏まえて行ってはいないが、健康診断結果の写しを提出してもらい、学則と学校保健安全法の目的が果たされるようにしている。

3) 情報セキュリティおよびハラスメント防止のための措置

個人情報保護に関する実務ガイドライン（資料 6-4 p115、6-7 p168）、学校法人日本赤十字学園プライバシーポリシー（資料 6-4 p116、6-7 p169）、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程（資料 6-4 p118、6-7 p171）を定めているが、本学のハラスメント防止に対する体制は明文化されていない。

4) その他

入学時に新入生が本学の学生生活に適応するための支援として学生自治会(学友会)と連携し、「新入生オリエンテーション合宿」を行っている。上級生が企画・運営をおこない、学年を越えた交流が行われ、「友達ができた」、「学生同士交流ができた」などの意見が多く寄せられていることから、大学生活への適応につながっていると考えられる（資料 6-9）。

また、毎年、日本赤十字学園 6 大学の学生による「六大学交流会」が開催され、平成 26 年度は本学の学生が主催し、他大学の学生と交流を深めた。（資料 6-10）

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学部では、学生委員会を中心に学務課と連携し、進路選択に関するガイダンスを各学年に年 1 回以上実施している。ガイダンスは、保健師・助産師の仕事や資格取得、大学院進学に関する内容などである。特に、3 年次には具体的な就職活動のマナーや履歴書の記載方法などに関して説明会を開催するとともに、平成 26 年度からは「進路の手引き」を作成し、3・4 年生に配付している（資料 6-11）。進路選択に関わる直接的指導は学生支援アドバイザーが実施している。

就職・進学に関する情報は学内掲示板に随時掲示し、学生に周知している。また、卒業生が受けた進学・就職試験の問題や面接時の質問はファイルにまとめ進路・資料相談室に設置し閲覧できるようにしている（資料 6-4 p44）。加えて、学内で合同病院説明会を 4 月、5 月、7 月、3 月の 4 回実施している。参加した学生から、「就職先を検討する上でとても視野が広がった」、「具体的な説明が聞けてよかった」とする意見が寄せられている（資料 6-12）。

2) キャリア支援に関する組織体制の整備

在学中のキャリア支援は学生支援アドバイザーの教員の個別対応が活動の中心である。全学年・全学的な催しは、学生委員会と教務委員会が中心となって行っている。また、平成 26 年度は教育研究開発センターが外部資金獲得の一環として秋田県の助成を受け、プロジェクトとして看護学部 2 年生に対してキャリア支援事業を行った(資料 6-13)。

また、就職担当職員が就職先の選択に関する相談や面接の受け方についてのアドバイスなど、学生の個別相談に応じている。

2. 点検・評価

本学の学生支援の適切性は、修学支援についての評価は教務委員会が、生活支援およびキャリア支援については学生委員会が、自己点検評価の中で行っている。留年者及び休・退学者数等が少ないことから、修学支援の面は基準を達成できていると判断できる。また、進路支援に関しても就職率の高さから考えて適切に行われていると言える。これは、アドバイザー制度と委員会によるきめ細かい対応の成果である。

しかし、看護学研究科における学生支援体制がとれていない点や、ハラスメント防止に向けた実質的な取り組みがされていない点から考えると、生活支援の面では課題が残り、基準 6 全体としての充足状況は、やや不十分な部分が残る。

(1) 効果が上がっている事項

・平成 25 年度の退学者は進路変更 1 名、休学者は病気療養 3 名であったことから、全体的にはアドバイザー制度を中心とした修学支援は適切に行われていたと判断できる。

・国家試験対策授業は、出席状況も良く国家試験受験に主体的に取り組む姿勢がみられる(資料 6-14)。

・学生自治会(学友会)主催の新生生オリエンテーション合宿やスポーツ大会、学園祭、クリスマス会等及び余暇時間を活用したサークル活動も活発に行われ、学生間の交流を深める機会となっている(資料 6-6 p30,31、6-15)。

・進路支援に関する学内での合同就職説明会開催は、就職に向けた準備に役立っている。

(2) 改善すべき事項

・キャリア支援に向けた在学中の取り組みは、進路選択を中心とする支援に重点をおいてきたことから、就職後のキャリアに関する取り組みが不足していた。また、学年進行に応じたキャリア支援についての体制を構築する必要がある。

・看護学研究科での学生支援方針が示されておらず、看護学研究科としての支援体制がとれていない。

・ハラスメント対策に関しては、本学独自のハラスメント規程がないこと、ハラスメントが起きた時の相談・対応体制が整っていないことに早急に対応する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・学年進行に伴う学修・生活支援はアドバイザーを中心として今後も継続していく。それとともに、具体的にどこに相談に行くと、どのような経路で困りごとが解決されるのか、すべての教職員での学生支援体制と、学生相談の専門家であるカウンセラーとの連携の体制について学生にわかりやすく示す学生相談体制の図や、相談窓口の教職員の氏名を学生便覧に明記する。また掲示板やホームページを利用して、困りごとに応じた相談窓口に関する情報を周知するなど、アドバイザーを通さない学生相談・学生支援の体制も明確にしていく。

・学生から要望のある国家試験対策は、模擬試験結果や国家試験合格率などを指標にしながらか看護学領域で内容を精査し、3・4年生を対象に補充教育を継続する。

・学内外の合同就職説明会、就職活動に関するマナーなどの説明会のほか、各種看護専門職に関するガイダンスなど、学生の進路選択に資する機会を増やすことができるように支援を継続する。説明会は、参加する学生が少ない日程もあったため、今後、学生委員会で実施時期を調整する。

(2) 改善すべき事項

・キャリア支援に向けた取り組みについては、平成 26 年度に秋田県の「大学生・短大生キャリアデザイン形成支援事業」の補助金を受け、教育研究開発センターが中心となり、キャリアデザイン講座・ワークショップを本学の 2 年生に対して行った。今後は、本学独自のキャリア支援につなげるため、教育研究開発センター担当者と学生委員会及び教務委員会で、単位化も視野に入れた検討を行う。

・看護学研究科での学生支援方針が示されていない点や研究科学生に対する支援が計画的に進められていない点に関しては、学生委員会に大学院研究科委員会からの委員を配置し、学生支援活動が大学全体として機能し、学生に周知、利用されるように計画する。

・ハラスメント対策に対する遅れに関しては、倫理委員会を中心に対応を行う。ハラスメントの規程の作成や、全教職員から複数の相談員を任命し、相談員となる教職員が研修を受けて意識・相談技術を高めるなど、ハラスメントに対する体制を整える。まずは、ハラスメントチェックシートを教職員に配布するなど、教職員の啓蒙に取り組む。

4. 根拠資料

- 6-1 日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程
- 6-2 日本赤十字秋田看護大学健康管理規程
- 6-3 日本赤十字秋田看護大学国家試験対策委員会内規
- 6-4 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014 (既出 1-2)
- 6-5 国家試験個別指導根拠資料 教員会議 平成 26 年度 10 月
- 6-6 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 大学案内 2014 (既出 1-6)
- 6-7 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学生便覧・学修要項(既出 1-3)
- 6-8 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学保健管理センター規程
- 6-9 平成 26 年度新入生オリエンテーション合宿アンケート
- 6-10 六大学交流会 プログラム
- 6-11 看護学部進路の手引き
- 6-12 進路ガイダンスアンケート結果
- 6-13 キャリアデザイン支援事業リーフレット
- 6-14 国家試験対策授業出席率
- 6-15 平成 25 年度、平成 26 年度 サークル一覧

【基準 7】 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育に関する環境整備の方針については、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育設備委員会規程に定めている（資料 7-1）。委員会設置の趣旨には、教育のさらなる充実をはかるため、環境負荷低減や地球環境への配慮を前提として教育教材・設備の購入計画、整備、点検並びにエコ活動の推進方法等、必要な措置を講ずることが明示されている。研究に関する環境整備については、教育研究開発センターにおいて教育研究支援の一環として位置づけている（資料 7-2 第 5 条）。また、図書委員会規程において、教育及び研究に必要な図書及びその他の資料の選定、保管、情報提供等の整備が明文化されている（資料 7-3 第 2 条）。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

1) 大学の教育研究目的を実現するための校地・校舎・施設・設備等諸条件の整備状況とその適切性

校舎は JR 秋田駅より 4km ほど離れた秋田市郊外に位置し、バスで 20 分ほどの場所にある。田園地帯に立地しており、緑も豊富で教育環境には恵まれている。

隣接している秋田赤十字病院とは渡り廊下でつながっており、看護教育における学生の病院実習や病院職員との交流等において恵まれた環境にある。

校地・校舎の面積は、大学基礎データ 表 5 のとおりであり、大学設置基準の必要面積を上回っている。

施設は、大学設置基準に基づき、学長室、会議室、事務室、研究室、講義室、演習室、実験室、実習室、図書館、保健室、ゼミ室、学生更衣室、OA 教室、CALL 教室、体育館、学食、グラウンド、テニスコート等を整備している。

特に、看護学部で実施している PBL テュートリアル教育に必要な演習室及びゼミ室は 20 室設け、学生が自己学習等に利用できるようにしており、学務課のカウンターにあるパソコンで申請後、使用することとなっている。また、基礎看護実習室、成人・老年看護実習室、母性・小児看護実習室、OA 教室なども空いている時間は、利用することが可能である（資料 7-4 p41）。

このほか、学生の学習支援として、貸し出し可能なパソコンを 30 台用意しており、学内には、学生用コピー機及び USB から出力可能なカラー複合機を合計 6 台設置している。大学院生の研究室には机、パソコンを各 26 台配備し、平成 25 年度より統計解析ソフト SPSS を 2 セット整備した（資料 7-5 p17）。

2) キャンパス・アメニティの形成状況

学生のくつろぎの場所として、1階には玄関を入ってすぐ3階まで吹き抜けの広い学生ロビーを配置し開放感を与え、ミーティングテーブルと椅子を置いて学習等ができるようにしている。また、学生からの要望を受け、2階及び3階にもテーブルと椅子を設置し、学習や休憩など、学生が自由に使用できるスペースを設けている。

学生食堂は、約210人の座席を備えており、半円形のガラス張りで、グラウンドの芝の緑、その先に広がる田園は癒しの風景となっている。メニューは300円以下で提供しており、営業時間外でも学生が自由に使用できるように開放している。また、学内に売店を設置し、昼食時の混雑緩和に努めている。

体育館は、バスケットボール1面、バレーボール及びバドミントンは2面同時に使用が可能となっているほか、1周200mのトラックを保有するグラウンド、2面のテニスコートも設けており、授業のみならず、野球、サッカー等のサークル活動や学生自治会のスポーツフェスティバルにも使用されている。

車両通学は登録制で、使用を許可された学生の150台分が収容できる駐車場を備えている。学生駐輪場は200台を提供している。

3) 校地・校舎・施設・設備等の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況

建物等の維持管理については、学校法人日本赤十字学園固定資産・物品管理規程（資料7-6）において、管理に関する基準を定め、その適正な管理・運用を期することとしており、事務局経理課がその管理を適切に行っているほか、建物等管理規程（資料7-7）により、各施設に管理責任者を置き、適正な使用の確保に努めている。また、施設管理業者による施設設備の維持管理、建築物・建築設備・火気使用設備器具等の実地検査等も定期的に行っているほか、消防署の査察も年1回行われ、安全確認がされている。

環境衛生及び伝染病の予防については、保健管理センターが学生への助言指導にあたっており、掲示板等により注意喚起を行っている。また、各トイレにハンドドライヤー及び手指消毒剤を設置している。

防犯に関しては、各所に防犯カメラ30台を設置し、防犯カメラ運用内規を設け、学生及び教職員へは掲示にて周知を図っている（資料7-8）。

本学は秋田市の指定避難場所に指定されており、火災・地震等の災害時に対応するため、年に1度、避難訓練及び災害救護訓練を実施している（資料7-9、7-10）。また、危機管理委員会において「危機管理基本マニュアル」（資料7-11、7-12）を整備し、教職員全員へ配付、緊急時の避難態勢を周知させている。

省エネルギー等地球環境保全対策は教育設備委員会で計画し実施することと定めているほか、学生便覧及び掲示にて、校舎内の冷暖房の温度設定、クールビズ期間の設定、空室の消灯、コピー・印刷機の工夫、ゴミの分別収集等、学生、教職員に周知させ、啓発を行っている（資料7-4 p27）。

4) 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

全学的に床は段差を排除しており、1号館1階体育館付近及び2号館の各階に障がい者用トイレを設置、バリアフリー型自動販売機も2台設置しているほか、玄関前に障がい者用駐車場を設けている。また、2基あるエレベーターは、手すり及び鏡を配置し、図書館には車いす対応の閲覧机1台を備えているなど、障がい者が円滑に利用できるよう整備している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本図書館は、日本赤十字秋田看護大学の教育理念及び教育目標の達成に向けて、学術情報の基盤機能を担う施設であり、学術情報の収集、整理、保存を図り、学内外の利用者に迅速かつ的確な学術情報サービスを提供することを使命としている。

1) 資料の購入・管理

本図書館の資料は、年2回の選書の機会を設け、教員から学生の学修に供する図書の新着希望リストの提出を受け、図書委員会での了承を経て購入している。

2) 蔵書構成

平成25年度の蔵書の構成は、大学所蔵では、看護分野が20.9%、医学を含む自然科学分野が37.6%である。併設短期大学所蔵も含む全体では、本大学・短期大学の専門分野である社会科学分野24.9%、自然科学分野31.6%、看護分野が16.9%となっており、他分野についての構成比は一桁台であるが、偏りなくひとつひとつの分野を所蔵している(表7-1)。平成25年度の学生1人あたりの冊数は55.4冊である。購入雑誌は、国内雑誌82タイトル、外国雑誌27タイトル(うち6タイトルが電子ジャーナル可)で、視聴覚資料は、実技系の学科であるため授業等で利用することも多く、年々増加している。

表 7-1 蔵書数

	蔵書数(含む製本)	視聴覚
平成21年度(2009)	21,802	123
平成22年度(2010)	22,351	161
平成23年度(2011)	24,376	886
平成24年度(2012)	25,306	1,040
平成25年度(2013)	26,300	1,124

3) 学術情報サービス及び他機関との情報の相互提供

蔵書については WebOPAC により、学内外での検索が可能であり、また NACSIS-CAT/ILL (国立情報学研究所目録所在情報サービス) にも登録しているため、主要な図書は CiNii Books でも検索できるようになっている。

学術雑誌は、図書館システムのデータベースで管理している。特に購入雑誌 (国内雑誌) では、各号の特集タイトルも入力し、検索によって得たい情報にアクセスしやすくなっている。

平成 25 年度試行を行い、平成 26 年度導入したメディカルオンラインなど医学系を中心とした日本語データベースは 5 種類、外国語データベースは 2 種類契約しており、学術論文全文をインターネット上で取得できるようになっている。入手できない場合でも、ILL により他大学への文献複写依頼が容易である。大学等他機関からの文献複写、相互貸借の受付もしている。

本学教員の研究成果物である紀要論文については、NACSIS の学術コンテンツ登録システムに参加し、既発行分全てを CiNii 上で全文を読むことができるようになっている。これは、本学ホームページの研究活動>紀要ページからもリンクされ、CiNii で論文情報を求める目的の方ばかりでなく、大学情報を求めて本学ホームページを閲覧する方も論文を読むことができるブラウジングの役割を果たしている(資料 7-13)。

4) 施設・設備と運用サービス

本図書館は、校舎の一角にあり、2 フロア延べ床面積 835.02 m²、閲覧席は 118 席、AV ルーム、視聴覚ブース、検索コーナー、ブラウジングコーナーを設けている。

検索コーナーには、OPAC 専用パソコン 1 台とインターネット検食用 3 台がある。加えて無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学内貸出用ノートパソコンを利用して学生が席を立つことなくインターネットで情報を収集できる。

図書館にはアクティブラーニングの場としてのラーニングコモンズは未設置であるが、図書館から廊下続きに、演習室及びゼミ室が 20 室あり各室にホワイトボードを備えている。また学生ロビーやラウンジ等学生が自由に利用できるスペースがコンパクトに揃っており、先述のノートパソコンや、1 泊 2 日で貸出可能なレファレンスブックや視聴覚資料を図書館から持ち出し、個人やグループでレポート作成や DVD 視聴、更には無線 LAN の届く範囲ではインターネット検索を行うなど、課題に取り組んでいる。

このように学内施設と図書館運用サービスを組み合わせることにより、アクティブラーニングの要素の一部を担い、ラーニングコモンズの未設置を補っていると言える。

開館時間は、授業期間中の平日は 9:00 から 21:30、土曜日は 10:00 から 17:00、日曜日は 10:00 から 15:00 (学内者のみ) を基本とし、大学行事・授業、長期休業や国家試験など学生の状況に合わせて対応をしている (資料 7-14)。

また、図書館の利用が少ない学生にも気軽に足を運んでもらうための動機づけとして、年 1 回、図書館フェアを開催している(資料 7-13)。

5) 職員の配置

平成 21 年開学時は、司書資格を有する職員 2 名の時間差勤務により、9:00 から 19:00 まで対応していたが、同年 6 月中旬より開館時間を 19:30 まで延長したことに伴い学生アルバイトを雇用した。その後も、漸次開館時間の延長および休日開館を実施し、状況に応じて学生アルバイト、臨時職員、嘱託職員等を配置し、対応している。

6) 地域への貢献

本図書館は社会科学分野、自然科学分野、看護分野で約 4 分の 3 を占めていることから、保健・医療・福祉関係者及び他大学等学生に限って、学外者も利用できるようなっている。このように地域に開かれた運営にも努めているが、平成 26 年度はさらなる開放に向けて図書委員会で審議している（資料 7-15）。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教員の個人研究費に関しては、経営会議の決定を経てから、教育研究開発センターが教員に個人研究費として配分している。年度当初に各教員は年間の研究計画書を作成・提出し、年度末には研究に関する報告書を提出する事となっている。個人研究費の使用に関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究費運用規程（資料 7-16）において定めているほか、経理課経理係より「個人研究費使用に関する手引き」（資料 7-17）を全教員に毎年配布し、より具体的な使用方法について周知を図っている。配分される研究費は職位別になっており、個人研究費消化率は平均 81.28%（平成 25 年度）であった。

研究室は、原則として教授、准教授は個室使用、講師は二人部屋、助教、助手は 3～4 人が共通部屋の条件で配置している。これによる研究上の問題は出ていないが、教育指導に関しては、学生との面接が個室以外の教員の場合には研究室が使用できなかったため、平成 25 年度より新たに面談室を設けた。

研究専念時間は実習期間はとりにくい傾向があるが、現状の把握を行い研究活動との関連も分析する必要がある。

本学の若手教員への研究指導体制の特徴としては、研究でつながる講座制とは異なり、自由に個人研究を行うことができるという利点もあるが、学内で研究指導者を得られにくいという問題もある。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学の教職員、学生及び本学に関連する学外者が行う、人間を直接の対象とする研究については、本学研究倫理審査委員会規程のもとに設置された研究倫理審査委員会

が適切に審査し、研究の中止・終了報告についても年度末に定期的に報告することとし、研究倫理が遵守されるよう適切な措置をとっている（資料 7-18）。

平成 26 年度に規程が改正されたことに合わせ、研究倫理の向上を図るため、FD・SD 研修会において研究倫理審査委員による講演及び事務職員によるコンプライアンス研修会を実施した（資料 7-19、7-20）。

また、公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正）にそって、関係規定の改正を行うとともに、平成 27 年度にむけて研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを受けての規程整備等も進めていく（資料 7-21）。

2. 点検・評価

本学の教育研究等環境は、大学設置基準等からみて十分な施設・設備となっている。学生や教職員の要望を叶えるために施設の改修を実施、サービスの拡充を行うなど、教育研究等環境の適切性は各委員会、センターが担当に応じて検証し、規程に定められた方針に則り、整備・改善する体制になっていると判断できる。また、研究倫理を遵守するための措置もとられていることから、基準 7 は概ね満たされている。

（1）効果が上がっている事項

・短期大学時代から使用している施設・設備に関しては老朽化による雨漏り等も発生したが、適宜メンテナンスを行い、学生・教職員の教育研究環境は整備されている。

また、LL 教室を CALL 教室に改修し、OA 教室としての機能も持たせることで OA 教室の混雑緩和と利便性の向上を図った。

・図書館、学術情報サービスにおいては、開館時間の延長により学生の要望に対応しているほか、平成 26 年度に医学文献全文データベースであるメディカルオンラインを導入した結果、学外文献複写依頼数が平成 24 年度の 420 件から平成 25 年度の試験導入を経て平成 26 年度には 155 件へと減少したことから、求める論文をその場で入手できるようになっていることがうかがえる。平成 24 年度に 7 人 1 グループ、3 人 1 グループにしか対応できなかった視聴覚設備を、利用頻度の低かったリフレッシュルームの撤去により、8 人 2 グループ、3 人 1 グループが視聴可能となるように改善した。

・研究倫理においては、教職員へのコンプライアンス研修会等の実施により、教員のみならず職員への周知も図られた。

研究倫理審査においては、より効率的な審査の実施に向けて、申請された案件を主に査読しコメントをまとめる担当委員を定めたことにより、審議時間の短縮、申請者への対応等の合理化が図られた。

(2) 改善すべき事項

・学生食堂や売店、自動販売機について、ピーク時の混雑緩和や提供メニューを増やしてほしい、営業時間を延ばしてほしい、販売機の数を増やしてほしい等の要望が学生懇談会の際に出されている。自動販売機を3階に設置するなど一部の要望については対応を行ったが、食堂と売店については改善が実現していない。

・大学の研究成果情報の発信は、現在は本学紀要論文の CiNii 公開にとどまっている。

・教員の研究活動に関しては、時間が十分に確保できないという課題がある。また、個人研究費の使用に関しては、教育に必要な費用が全科目で網羅されていないために、年度初めに教育設備委員会の予算に計上されない物品を個人研究費で賄う場合もある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・施設・設備の改修については、引き続き学生の要望を確認しつつ、継続して実施する。

・メディカルオンラインは今後も継続して契約するとともに、有用な全文データベース情報を入手し、限られた研究時間の中でも効率的に研究活動が行えるように図書館として支援体制を整える。また、一般市民に対しても開放する方向を探っていく。

・研究倫理に関する研修会等を今後も継続して実施し、教職員の意識・理解度の現状把握・向上を図っていくとともに、研究倫理におけるコンプライアンスについて、理解度が低い項目は、周知方法等を教育研究開発センターで検討し、工夫して発信・周知していく。

(2) 改善すべき事項

・食堂と売店に対しての要望は、既に委託業者への依頼は行ってはいるが、引き続き具体的な提案を学生委員会でまとめて働きかけていく。

・大学の使命として紀要だけではない研究成果を公開するため、また平成 25 年度学校法人日本赤十字学園図書館長会議での協議に則り、機関リポジトリを構築する（資料 7-22）。機関リポジトリのコンテンツの充実には、教員の意思の確認が不可欠である。学内コンセンサスを得、意識を高めるために図書館が教務委員会や FD・SD 委員会へ働きかける。

・教員の研究専念時間に関しては、まず、平成 27 年度をめどに教育研究開発センターが中心となって実態調査を行い、課題を明確化する。それとともに、委員会組織のスリム化や会議の運用方法の見直し、臨地実習の事前事後調整の効率化等、事務局とも連携を図りながら研究専念時間が確保できるようにする。

個人研究費の位置づけについては、教育に関しては教育設備委員会へ提案、予算化されていないもので特別な事案がある場合には個別対応を行いつつ、教育研究開発センターで平成 28 年度の予算申請時に向けて方針を整備する。

4. 根拠資料

- 7-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育設備委員会規程
- 7-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学教育研究開発センター規程
(既出 2-2)
- 7-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書委員会規程
- 7-4 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014 (既出 1-2)
- 7-5 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程
学生便覧・学修要項(既出 1-3)
- 7-6 学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程
- 7-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学建物等管理規程
- 7-8 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学防犯カメラ運用内規
- 7-9 平成 26 年度 避難訓練実施要項
- 7-10 平成 26 年度 災害救護訓練実施要項
- 7-11 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する
規程
- 7-12 危機管理基本マニュアル
- 7-13 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書館ホームページ
<http://forest.rcakita.ac.jp/mgo2/index.htm>
- 7-14 図書館利用案内
- 7-15 2014 年度 第 1 回、第 3 回 図書委員会議事録
- 7-16 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究費運用規程
- 7-17 「個人研究費使用に関する手引き」
- 7-18 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究倫理審査委員会規程
(既出 2-3)
- 7-19 FD・SD 研修会資料 平成 26 年度 7 月
- 7-20 コンプライアンス研修会資料
- 7-21 平成 26 年経営会議議事録 (平成 26 年 12 月)
- 7-22 平成 25 年度学校法人日本赤十字学園図書館長会議議事録

【基準 8】 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学学則では、教育研究上の目的として看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することをあげている（資料 8-1 p65 第 2 条）。また、平成 26 年度の第二次中期計画には、地域社会との連携強化の方針が以下のように示された（資料 8-2）。

- ① 地域の行政と連動して、高齢者の健康生活を支えるための人材育成及び健康支援事業を展開する。
- ② 地域に根ざした専門職業人のキャリア形成を考える教育を導入する。
- ③ 地域と連携した学生・教職員のボランティア活動を可視化し、展開の充実を図る。

①及び②については教育研究開発センターが、③に関連したボランティア活動とカリキュラムの連動については教務委員会及びカリキュラム委員会が中心となって進めることになっている。第二次中期計画は、併設の短期大学との合同教員会議、教員会議等にて教職員に周知、共有されている。

本学及び併設の短期大学の社会連携・社会貢献に取り組むセンター組織として、平成 26 年度に従来の「国際交流センター」「地域交流センター」「赤十字・国際人道法教育活動センター」「公開講座委員会」が、「赤十字地域交流センター」として統合・再編された（資料 8-3）。

しかし、社会連携・社会貢献活動の中心となるべき赤十字地域交流センター規程には社会との連携・協力に関する方針と目的が明文化されていないため、これらを明確化しながら、従来の取り組みや事業内容を抜本的に見直すことに着手した（資料 8-4）。

本学における研究成果を広く社会に還元する手段としては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要(Journal of the Japanese Red Cross Akita College of Nursing and the Japanese Red Cross Junior College of Akita)（以下「紀要」という）がある。併設短期大学と合同で紀要委員会を組織し、年に 1 回発刊している。

平成 25 年度には規程の見直しを行い、大学院修了生も紀要に投稿できることを明確にした（資料 8-5 第 2 条）。

また、認定看護師教育課程は、地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター病院長、さらに公益社団法人秋田県看護協会会長の設立要望書等による秋田県からの具体的な協力を得て開設された。運営は、地域の有識者及び認知症認定看護師等の協力を得て行われている。社会との連携・協力に関する姿勢については、期待される能力として研修生便覧に示している（資料 8-6）。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

継続的に続けられている社会連携・社会貢献活動を、主なねらいごとにまとめると以下の通りである。

1) 地域連携・協力活動

・第二次中期計画の地域社会との連携強化の方針①地域の行政と連動して、高齢者の健康生活を支えるための人材育成及び健康支援事業を展開する、を実現する柱となるのは、認定看護師教育課程認知症看護認定看護師コースの教育研究成果である。平成25年度に第1回修了生13名を地域に送ることができたほか、入学式特別講演会、中間講演会、卒業式特別講演会を企画実施し、認知症についての啓蒙活動を行っている(資料8-6 p4)。

また、コース生の受講や実習中の姿を取材したNHK「認知症看護のスペシャリスト認定看護師」は、秋田だけでなく全国ネットでも放送され、認知症とそれに対する看護の必要性についての情報発信となった。(資料8-7)

・地域で生きる人びとの生活を支える活動を行い、それを通して学生一人ひとりが主体性を育むという目的で、学生を中心にしたボランティア活動をおこなっている。5月のボランティアの日や、雪よせボランティア、「こどもサマーキャンプ in 秋田」などの活動がある(資料8-8-1~3)。

・教員の研究成果や専門性を活かした公開講座等は、情報提供による健康生活へのきっかけを作ってもらいたいとしている(資料8-9)。

・第二次中期計画の②地域に根ざした専門職業人のキャリア形成を考える教育を導入する、に関連して、平成26年度秋田県「大学生・短大生キャリアデザイン形成支援事業」を行い、卒業後の秋田での暮らしや就職など将来を見通したキャリアを考える機会とした(資料8-10)。

2) 災害救援・赤十字啓蒙活動

活動の柱に災害救援を掲げる赤十字の大学として、地域における災害救援活動の中核を担う責任を果たすため、災害救護訓練を毎年行っている。訓練内容は広範囲にわたり、東日本大震災後、看護介護一体となった避難所生活の支援の必要性がクローズアップされたことから、平成24年度より避難所支援を訓練に取り入れている。日本赤十字社秋田県支部の職員と赤十字奉仕団の協力を得ながら、併設短期大学も含めた全学生教職員が参加する。(資料8-11)。

また、「赤十字・国際人道法教育フォーラム」(資料 8-12)の開催、「赤十字キッズタウン」(資料 8-11)への参画などで、広く一般社会に向けた赤十字の理念や活動の啓蒙も行っている。

3) 国際交流・人材交流プログラム

・国際的視野で活躍する看護職者を育成するという本学の教育目標の実現のために、「台北医学大学短期研修生受け入れプログラム」(資料 8-13)「モナッシュ大学語学研修プログラム」(資料 8-14)を実施し、本学からの教職員・学生の派遣及び海外からの研修の受け入れを行っている。

4) 研究成果の発表・発信

一般社会への研究成果の公表、発信については、個人研究費による学会発表のほか、併設短期大学と共同で、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」を年 1 回刊行している。刊行業務は紀要委員会が担当し、投稿規程、執筆要領を設け、投稿論文の採否にあたっては査読委員によるレフリー制によって、適切な運営が行われている。配布は全国の大学図書館を中心に 513 箇所に対して行っている。

平成 25 年の本学教員の研究業績は、学会発表を含めて、合計 87 件となっている。

その他に、東日本大震災発災直後から本学教員が救援活動に赴いたほか、平成 23 年 6 月 1 日から 8 月 6 日まで、併設短期大学と合同で陸前高田市でのボランティア活動を行った。学生 143 名(内大学 107 名)と教職員延 28 名(内大学 22 名)が 9 班に分かれて、現地で救援物資の仕分け、食事の準備、配膳等の支援を行った(資料 8-15 p2)。

2. 点検・評価

社会連携・社会貢献に関する方針として明文化された規程は無いが、赤十字の基本原則である「人道」を建学の理念として掲げる大学として、その特色を活かしながら社会との連携を推進している。社会連携・社会貢献の適切性の検証は赤十字地域交流センターの規程整備の上で行うことになる。課題もあるが、基準 8 は概ね充足していると判断できる。

(1) 効果が上がっている事項

・日本赤十字社秋田県支部との連携で行われる事業や本学主催の学外にも公開されている講座やイベントは、赤十字の理念を広く社会に伝えるものであり、赤十字キッズタウンなどは応募者多数のため毎年抽選が行われるほど好評を博している。また、こどもサマーキャンプ in 秋田も市民ボランティアの参加や多くの企業・個人協賛金で支

えられており、本学と地域社会との繋がりを確認する機会となっている。本学学生にとっても、日本赤十字社秋田県支部、地域住民、民間企業、NPO 団体等との連携の中で、知識だけではなく実践的な能力を養う機会となった。

・災害救護訓練は、実動訓練と合わせて事前学習をしており、災害救護活動に必要な基礎的能力の習得につながっている。赤十字の主たる活動である災害救護活動を学ぶ学生たちにとって重要であるだけでなく、発災時には地域の受け入れ先となる本学教職員にとっても欠かせないものである。災害時の対応に関する知見をもとにして、災害看護学の担当教員を中心に訓練内容や設定も変化させることで社会のニーズに対応している。

(2) 改善すべき事項

・平成 26 年から始動した赤十字地域交流センターは、規程に活動方針が示されておらず、活動を開始してから明確化に取り組むこととなった。また、旧組織に分散していた機能の一元化の結果、新センターには学外との折衝を伴う多岐にわたる業務が集中することとなり、一元化により効率性が向上するとは考えにくい事態が生じている。

・赤十字地域交流センターが所掌する事業の多くは、休日に実施する前提のものが多く、授業や実習で振替休日を取得できない担当委員の負担となる。これは、事業が全学としての取組になりにくい一因と考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・本学の特色である赤十字の理念や活動、教育研究の成果を学外により広く知ってもらうために、毎年 5 月開催の赤十字・国際人道法教育フォーラムの規模を拡大し、公開講座事業とすることも視野に入れて検討していく。さらに、イベント開催時には日本赤十字社をはじめ学外の団体との連携を進めるとともに、今後は学生ボランティアステーションの設立を目指して赤十字地域交流センターで検討を続けていく（資料 8-16）。

・災害救護訓練は、訓練内容により臨場感を持たせるために、被災者・傷病者役の学生の準備学習の改善に取り組むとともに、地域社会への貢献という観点から、地域防災を重視した内容を想定して地域住民の参加も視野に入れた計画策定を平成 27 年度以降に赤十字地域交流センターと災害看護学、併設の短期大学の災害福祉論の担当教員を中心に試みる。

(2) 改善すべき事項

・大学全体としての社会連携・社会貢献の方針は活動の中心を担う赤十字地域交流センターで原案を作成し、中・長期計画も踏まえて経営会議で決定する。また、関連センター及び委員会の規程における社会連携・社会貢献の方針と目的の明確化を図るとともに、センター員の配置の見直しを行う。

・振替休日については、授業や実習等で取得しにくい状況を鑑み、「日本赤十字秋田看護大学・短期大学の振替休日にかかる取扱方針」(資料 8-17)の中で、実習等で休日出勤日の前4週、後4週の取得期間内で取得が難しい場合はこれを超えて取得できることとした。今後は、振替休日の運用状況を総務課が確認し、経営会議に報告の上で週休日の振替えによる勤務命令の適切性について検証していく。

4. 根拠資料

- 8-1 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014(既出 1-2)
- 8-2 日本赤十字秋田看護大学 第二次中期計画
- 8-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字地域交流センター規程
- 8-4 平成 26 年度第 2 回赤十字地域交流センター議事録
- 8-5 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要投稿規程
- 8-6 認定看護師教育課程 研修生便覧 認知症看護認定看護師コース 2014
- 8-7 本学認知症看護認定看護師コースに関するテレビ放送について (案内)
- 8-8-1 「ボランティアの日」について
- 8-8-2 学報『CARILLON カリヨン』 No.3(既出 1-7-3)
- 8-8-3 こどもサマーキャンプ in 秋田
- 8-9 公開講座等開催概要
- 8-10 キャリアデザイン支援事業リーフレット(既出 6-13)
- 8-11 赤十字秋田 平成 26 年度秋号
- 8-12 赤十字・国際人道法教育フォーラムリーフレット
- 8-13 台北医学大学短期研修生受け入れプログラム
- 8-14 モナッシュ大学語学研修プログラム
- 8-15 学報『CARILLON カリヨン』 No.2(既出 1-7-2)
- 8-16 平成 26 年度赤十字地域交流センター議事録 第 6 回、第 7 回、第 8 回
- 8-17 日本赤十字秋田看護大学・短期大学の振替休日にかかる取扱方針

【基準 9】 管理運営・財務

(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

管理運営方針については、大学組織の教学・事務機能の向上と、質の高い教育・研究活動に不可欠な、安定的な経営基盤の確立を目指すことを目的に第二次中期計画を策定している(資料 9(1)-1)。これは日本赤十字学園第二次中期計画(平成 26 年度～平成 30 年度)に基づいている(資料 9(1)-2)。

第二次中期計画では、本学の理念・目標の実現のため「教育の充実・強化」、「研究の充実・強化」、「社会貢献の拡充と強化」、「業務運営の改善」を重点的な取り組みの項目として挙げ、それらの実現に向けて平成 26 年度に委員会・センター等の組織改編とそれに伴う関係規程の改正を行った。

これらの情報は、教授会、教員会議での説明、学内ホームページに掲載し、周知を図っている(資料 9(1)-3-1、9(1)-3-2、9(1)-3-3)。

2) 意思決定プロセスの明確化

学校法人日本赤十字学園における重要事項は理事長が招集する理事会及び常務理事会にて決定し(資料 9(1)-4-1、9(1)-4-2)、理事長は、規定する事項を除き大学の管理運営に関する業務を学長へ委任することと定めている(資料 9(1)-5)。

本学における重要事項は、学長が招集または学長の了承を得て招集するつぎの組織において審議を行う。

ア) 経営会議	大学の経営に関する重要な事項(資料 9(1)-6)
イ) 教授会	学部における教育研究に関する事項(資料 9(1)-7)
ウ) 研究科委員会	研究科における教育研究に関する事項(資料 9(1)-8)

経営会議・教授会・研究科委員会それぞれに下部組織として、教職員で構成する各員会・センターを設置し、規程で定められた所掌事項について意見の集約を行い、上記 3 組織に報告している。(p8 図 2-1)

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

1) 関係法規に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

管理運営に関する学内諸規定については、学校教育法等の関係法令に基づき、学則や大学院学則、その他の学内諸規定を整備し、その適切な運用に努めている。

2) 学長、学部長、研究科長等の権限と責任の明確化

学校法人日本赤十字学園看護大学規程において、学長は大学の管理運営の一切の業務を統括し、すべての職員を指揮監督することと定めており、学部長及び研究科長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて学部又は研究科の業務を掌理すると定めている(資料 9(1)-9)。

3) 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考は、学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程に基づき行われている(資料 9(1)-10)。

学長の任期が満了するとき、又は辞任の申し出があったとき等に理事長が学長候補者推薦委員会を設置のうえ学長候補者の選考を行う。学長候補者推薦委員会は、理事長、学長が本学経営会議の議を経て選出した所属の正規教職員3人、理事会において選出された理事3人により構成する。学長候補者推薦委員会において候補者1人を選出し、理事長は理事会の同意を得て学長を任用することとしている。

学部長の選考は、日本赤十字秋田看護大学看護学部長候補者選考規程に基づき、学部長候補者選考委員会及び経営会議の議を経て候補者が決定され、学長の意見を参考に理事長が任免することとなっている(資料 9(1)-11)。

研究科長の選考は、日本赤十字秋田看護大学大学院研究科長選考規程に基づき、学長の推薦により、理事長が任用することとなっている(資料 9(1)-12)。

いずれも教職員の意向を反映できる仕組みとなっており、複数の委員による投票によって候補者を決定することから、適切である。

(3) 大学業務を円滑に行う事務組織が設置され、十分に機能させているか。

1) 事務組織の構成及び人員配置の適切性

本学の事務組織は、日本赤十字秋田看護大学組織分掌規程に基づき、総務課(総務係・企画係)、経理課(経理係)、学務課(教務係、入試・広報係、学生係)、図書館は、図書課(図書係)に分かれ、業務を行っている(資料 9(1)-13)。

事務職員は専任職員18名、非常勤職員5名、派遣職員5名である。

同校舎で短期大学（専任職員 4 名、非常勤職員 1 名）も運営しており、互いの業務を兼務し対応している(表 9(1)-1)。

図書館の開館時間の延長に伴って非常勤職員の増員、ホームページの充実のためにスキルを持った派遣職員を雇用するなど、大学業務の内容の変化に応じて事務組織の構成及び人員配置の対応を行ってはいるが、大学院研究科専任の職員が不在であることなどの課題が残る。

表 9(1)-1 事務職員構成・人員配置 (単位：名)

	事務局								図書館
	事務局長	次長	総務課		経理課	学務課			図書館
			総務係	企画係	経理係	教務係	入試・広報係	学生係	図書係
専任職員	1	1	5(2)	2(1)	2	4	2	2	3(1)
非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	3(1)	3
派遣職員	0	0	2	1	0	1	0	1	0
計	1	1	7(2)	3(1)	2	5	2	6(1)	6(1)

※()はうち短期大学職員数

2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

平成 21 年度開学時に、事務局は総務課（庶務係、企画係、経理係）学務課(学務係)の 2 課 4 係の体制でスタートしたが、職員の専門性、教学組織への支援体制の強化、学生支援サービスの向上のため、現在は、上記表のとおり 3 課 6 係の体制とした(表 9(1)-1)。

また、各委員会等へ 1 名～2 名の職員を配置し、スケジュール、懸案事項、報告事項等については、係長以上の打ち合わせ会議にて情報の共有化を図っている。

業務内容の多様化への対応については、関係省庁等からの通知文等は、各管理職及び全職員で回覧をし、情報を共有しているほか、各関係機関主催の説明会等に参加し業務遂行に係る知識及び実務の向上に努めている。

3) 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

採用・任免・昇格等については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱により定められており、給与支給に関する全てを当該要綱に沿って執行している(資料 9(1)-14)。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善への取り組み状況

学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づいて、毎年、職員の自己評価、上司による勤務評価を行っている(資料 9(1)-15)。

2) スタッフ・ディベロップメント (以下、SD) の実施状況と有効性

FD・SD 委員会規程に事務局職員を委員会組織の一部として明記し、SD 活動について取り組んでいる。職員も、毎月 1 回開催される併設短期大学と合同の FD・SD 研修会に参加し、外部研修の報告や、所掌事務の評価や課題等について発表を行っている。

また、SD 研修会としてはつぎのとおり実施している (資料 9(1)-16-1~3)。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校法人日本赤十字学園法人本部監事からの業務指導の講話② 民間企業から講師を招き、事務の質的向上についての講話③ 他大学から講師を招き、教職協働についての講話 |
|---|

採用職員に関しては、教員と同様に日本赤十字学園での研修を受けることとしており、赤十字の理念や活動について学ぶ機会を作っている。

平成 26 年度より、自己点検・評価活動として「自己評価シート」が導入された(資料 9(1)-17)。

2. 点検・評価

意思決定プロセスや、権限・責任に関する規程の見直しは完了していないが、有効な管理運営システム構築のための取り組みはされている。また、組織的な SD 活動は始まったばかりであり、有効性の検証までは至っていないが、FD と同列に位置づけて事務職員の資質向上に向けた取り組みは適切に行われていることから、基準 9(1)は大筋で充足できている。

(1) 効果が上がっている事項

・経営会議と教授会において、両者の権限を規程により明らかにし、人事・財務の問題及び教学部門の問題を個々に審議することにより、大学の意思決定が迅速に行われている。

・FD・SD 研修会において、教員と同じワークショップに参加すること、職員からの発表の機会を設けることにより、大学職員としての意識付けとなっている。また、教職員の互いの業務に関する共通理解の一助となっている。

(2) 改善すべき事項

・20代職員が1名であり、専任職員の年齢構成について、今後の採用計画も含め、立て直しを必要がある。また、年度末など時期によっては一部の職員に業務が集中する傾向があり、業務遂行時の組織としての補完体制についての整備を要する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・有効な管理運営システムを構築するために、各規程の見直しを行ったところであるが、今後も各規程を運用する組織を中心として、規程の内容の適切性について定期的な検証をする体制を整えていく。

・FD・SD委員会を中心として、教員と事務職員との業務上の連携システムの構築を目指して、事務組織の機能を向上させるために更なるSD活動を推進する。特に、大学ガバナンス改革の推進に向けたSDの実施と教育の質的転換に関するSDの実施に重点的に取り組む。

(2) 改善すべき事項

・学園本部及び本学の中期計画を遂行するための人員配置についての検証を行い、今後の採用計画の長期展望を明らかにする。それと同時に、各課、係が担当する年間業務の一覧を整理し、計画的な補完体制の整備に着手する。

4. 根拠資料

9(1)-1 日本赤十字秋田看護大学 第二次中期計画(既出 8-2)

9(1)-2 学校法人日本赤十字学園第二次中期計画

9(1)-3-1 平成26年度 第1回 教授会議事録

9(1)-3-2 平成26年度 第5回 教員会議議事録

9(1)-3-3 学内専用ページ <http://gakunai.rcakita-jc.ac.jp/>

9(1)-4-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9(1)-4-2 理事会名簿

9(1)-5 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程

9(1)-6 日本赤十字秋田看護大学経営会議規程

9(1)-7 日本赤十字秋田看護大学教授会規程(既出 3-7)

9(1)-8 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科委員会規程(既出 3-8)

9(1)-9 学校法人日本赤十字学園看護大学規程

9(1)-10 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程

- 9(1)-11 日本赤十字秋田看護大学看護学部長候補者選考規程
- 9(1)-12 日本赤十字秋田看護大学大学院研究科長選考規程
- 9(1)-13 日本赤十字秋田看護大学組織分掌規程
- 9(1)-14 学校法人日本赤十字学園職員給与要綱
- 9(1)-15 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 9(1)-16-1 学校法人日本赤十字学園法人本部監事からの業務指導の講話
- 9(1)-16-2 SD 研修会特別講演資料 平成 26 年 11 月 11 日
- 9(1)-16-3 平成 26 年度 第 5 回 FD・SD 研修会・第 1 回 SD 研修会
- 9(1)-17 教職員自己評価の活用に関するガイドライン・職員自己評価シート

(2) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

1) 中・長期的な財政計画の立案

第二次中期計画実現のための中・長期的な財政計画については、予算策定に伴って全般的な設備の修繕工事及び固定資産の整備計画(5カ年)は計画しているが、その他の計画策定には至っていない。

また、第二次中期計画において、平成26年度の取組として、県による補助金の削減に対応する必要から予算削減対象の明確化と実施計画立案をあげているが、他事業の進捗の遅れを受けて具体的な計画立案は平成27年度になる見込みである。

中・長期財政計画の作成にあたっては、第二次中期計画はもちろんのこと、18歳人口の減少、秋田県補助金の動向等、社会情勢をふまえて作成の材料を準備している段階である。

2) 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

本学の外部資金の受け入れ状況は、下記表(表9(2)-1)のとおり採択件数が少ないが、教育研究開発センター(旧研究センター)による外部資金取得に関する研修及び科研費取得における本学の現状等の説明による啓蒙活動により、平成25年度より申請件数に伸びがみられた(資料9(2)-1)。

表 9(2)-1 外部資金獲得状況 (金額単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申請件数	4	13	11
新規採択件数	3	0	3
新規交付金額	4,030	0	4,200
継続件数	4	4	3
継続交付金額	8,205	4,960	3,300
分担件数	5	3	2
分担交付金額	2,790	1,820	109

3) 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率について過去5年間の推移を次表に示す。

(平成25年度における主な消費収支計算書関係比率)	
・ 補助金比率	全国平均を上回っている。これは秋田県より多額の補助金を受けているため、本学にとって重要な財源となっている。
・ 人件費比率	全国平均を下回っており、良好である。
・ 教育研究経費比率	全国平均を15ポイント程度下回っている。消費収支の均衡を失しない範疇と考えられる。
・ 管理経費比率	全国平均より下回っており、良好である。

表 9(2)-2

消費収支計算書		※評(▼低いほうがよい, △高いほうがよい, ~どちらともいえない)							
比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	全国	東北
人件費比率	人件費/帰属収入	▼	37.9	56.4	47.7	45.0	49.1	50.0	53.7
人件費比依存率	人件費/学生生徒納付金	▼	130.9	89.8	94.8	71.9	70.1	93.2	98.1
教育研究(管理)経費比率	教育研究(管理)経費/帰属収入	~	14.9	25.4	18.6	19.9	21.4	36.0	35.5
管理経費比率	管理経費/帰属収入	~	4.7	3.3	2.7	2.7	3.7	8.1	6.8
借入金等利息比率	借入金等利息/帰属収入	▼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3
帰属収支差額比率	(帰属収入-消費支出)/帰属収入	△	29.5	9.0	15.1	27.3	8.3	3.7	2.7
消費収支比率	消費支出/消費収入	▼	81.4	96.2	115.8	75.4	93.0	107.9	110.9
学生生徒等納付金比率	学生生徒納付金/帰属収入	~	29.0	62.8	50.3	62.6	70.0	53.6	54.7
寄付金比率	寄付金/帰属収入	△	1.3	0.0	0.3	0.1	0.3	2.2	2.6
補助金比率	補助金/帰属収入	△	17.2	28.5	19.9	23.6	25.0	10.8	12.9
基本金組入率	基本金組入額/帰属収入	△	13.4	5.3	26.6	3.6	1.4	10.7	12.3
減価償却費比率	減価償却額/消費支出	~	10.6	11.8	7.0	8.0	7.6	9.7	11.0

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より「平成23年度」【大学法人】の数値を使用しています。

(平成25年度における主な貸借対照表関係比率)	
・ 自己資金構成比率	全国平均を上回っており、良好である。
・ 消費収支差額構成比率	全国平均がマイナスであるなか、本学はプラスとなっており、良好である。
・ 固定資産構成比率	全国平均を下回っており、良好である。
・ 流動資産構成比率	全国平均を上回っており、良好である。
・ 退職給与引当預金率	本学は100%であり、良好である。
・ 固定負債構成比率・流動負債構成比率	

固定負債構成比率については、全国平均をわずかに上回っているが、
流動負債構成比率については、全国平均を下回っており、良好である。

表 9(2)-3

貸借対照表		※評(▼低いほうがよい、△高いほうがよい、～どちらともいえない)							
比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	全国	東北
固定資産構成比率	固定資産/総資産	▼	70.9	69.3	77.0	69.6	68.4	86.1	81.4
有形固定資産構成比率	有形固定資産/総資産	▼	61.9	55.7	49.3	41.3	37.4	59.9	60.0
その他の固定資産構成比率	その他固定資産/総資産	△	9.0	13.6	27.8	28.3	31.0	26.2	21.5
流動資産構成比率	流動資産/総資産	△	29.1	30.7	23.0	30.4	31.6	13.9	18.6
固定負債構成比率	固定負債/総資金	▼	6.5	7.7	11.0	10.3	10.8	9.0	7.1
流動負債構成比率	流動負債/総資金	▼	3.5	4.0	6.5	3.6	2.8	6.0	5.7
内部留保資産比率	(運用資産-総負債)/総資産	△	28.1	32.6	6.5	44.9	49.0	25.1	27.3
運用資産余裕比率	(運用資産-外部負債)/消費支出	△	1.3	1.5	44.4	1.6	1.6	1.4	1.4
自己資金構成比率	自己資金/総資金	△	90.0	88.4	82.5	86.2	86.4	85.0	87.3
消費収支差額構成比率	消費収支差額/総資金	△	25.5	25.4	16.5	24.9	26.9	△12.7	△11.1
固定比率	固定資産/自己資金	▼	78.8	78.5	99.7	80.7	79.2	101.4	93.3
固定長期適合率	固定資産/(自己資金+固定負債)	▼	73.4	72.2	87.9	72.1	70.4	91.7	86.3
流動比率	流動資産/流動負債	△	834.6	773.1	376.9	852.4	1146.2	229.5	326.4
総負債比率	総負債/総資産	▼	10.0	11.6	16.4	13.8	13.6	15.0	12.7
負債比率	総負債/自己資金	▼	11.2	13.2	21.2	16.1	15.7	17.7	14.6
前受金保有率	現金預金/前受金	△	1280.2	1174.4	718.7	1622.8	1774.3	325.4	462.4
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産)□退職給与引当金	△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	61.8	74.9
基本金比率	基本金/基本金要組入額	△	100.0	100.0	99.4	100.0	100.0	96.6	97.0

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より「平成23年度」【大学法人】の数値を使用しています。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

1) 予算編成の適切性及び執行ルールの明確性と内部監査の適切性

予算編成については、本学事業運営方針に基づいて看護学部、看護学研究科、各委員会、各センターが要望書を提出し、予算担当がヒアリングを行い、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を精査し、予算編成を行っている。予算案の調整は、学長へ事務局長が事前に説明を行い、経営会議において精査、査定、審議したうえ、理事会に付議される。

全ての予算執行は、担当である経理課経理係による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行を精査するとともに、予算執行状況を管理できる体制となっている。

監査は、私立学校法で定められている監事による監査及び私立学校振興助成法に基づいた監査法人による会計監査を行っている。

2) 予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

当該年度の予算執行状況は、経理課経理係において学部、研究科、各委員会、各センター、教員個別の研究費等を常に把握できる体制にあり、決算額との乖離を極力少なくするよう予算管理を行っている。

次年度予算編成を行う際は、前年度の決算状況を基に、執行されなかった事業の見直し、突発的な事業の必然性について考慮している。

2. 点検・評価

秋田県からの補助金の割合が高いとはいえ、財政基盤は安定しており、資産運用の状況も適切である。文部科学省科学研究費補助金、外部資金の獲得は改善の余地があるが、改善に向けての取り組みも教育研究開発センター及び総務課において行われていることから、基準 9(2)は概ね充足できていると判断できる。

(1) 効果が上がっている事項

- ・ 予算額を大幅に超過することなく、健全な経営がなされている。
- ・ 本学における経営分析の結果を、本学 FD・SD 研修会の際に教職員に提示・説明し、情報を共有している。
- ・ 科学研究費等の申請件数は、平成 24 年度の 4 件に対し、平成 25 年度は 13 件、平成 26 年度は 11 件と、教員の研究費獲得の意欲に変化が見られるようになった(表 9(2)-1)。

(2) 改善すべき事項

- ・ 中・長期財政計画及び第二次中期計画に明示した削減対象の明確化と実施計画について、平成 27 年度を目標に経理課が中心となり策定し、経営会議にて審議する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ・ 教育研究環境の充実を確保しつつ、予算削減対象の明確化、管理経費の削減に取り組み安定した財政基盤をはかっていく。
- ・ 大学の経営状態を職員一人ひとりが理解し、そのための効率化、経費節約等を進めていくよう学校会計に関する基礎的な事項の研修会の開催及び経営分析の継続的な実施を行い、さらなる健全経営に繋げる。
- ・ 科研費等の獲得に関する研修が教員の意識向上につながることから、申請数及び採択数の増加を狙いとした内容の研修を今後も教育研究開発センターと事務局が計画し、実施する。

(2) 改善すべき事項

・第二次中期計画をふまえ、中・長期計画を策定するが、18歳人口の減少、秋田県補助金の動向等、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう経営会議において年度毎に見直しを行っていく。

4. 根拠資料

9(2)-1 平成25年度 第5回 FD/SD～科研費を獲得しよう～ アンケート結果

9(2)-2-1 財務計算書類（平成21年度～平成25年度）（大学部門）

9(2)-2-2 財務計算書類（平成21年度～平成25年度）（法人部門）

9(2)-3 監査報告書（平成21年度～平成25年度）

9(2)-4 事業報告書（平成25年度）

9(2)-5 財産目録（平成26年3月31日現在）

9(2)-6-1 5カ年連続資金収支計算書（大学部門）

9(2)-6-2 5カ年連続資金収支計算書（学校法人）

9(2)-7-1 5カ年連続消費収支計算書（大学部門）

9(2)-7-2 5カ年連続消費収支計算書（学校法人）

9(2)-8 5カ年連続貸借対照表

【基準 10】 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学則第3条に「教育研究水準の向上を図り、教育研究上の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定め、開学初年度の平成21年度から毎年、大学の教育・研究・学校運営・社会貢献活動等の諸活動を全学的観点から点検・評価し、結果を「自己点検・評価報告書」として公表してきた(資料10-1-1～5)。

「自己点検・評価報告書」は、大学のホームページでも公表することになっている(資料10-2)。

また、学校教育法施行規則等の一部改正する法律(平成22年文部科学省第15号)に則り、ホームページで教育研究活動などに関わる情報を公開している(資料10-3)。開示に関しては、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」に準拠し、以下の項目を掲載している(資料10-4)。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 大学の教育研究上の目的に関すること
建学の精神、教育理念・目的・目標、3つのポリシー2) 教育研究上の基本組織
大学組織図3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
教職員数、職階別、男女別教員数、教員一人当たり学生数及び兼任教員比率、年齢別教員数4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
AP、学生数・入学者数、在籍者数／収容定員、入試形態別 志願者、受験者、合格者、学位授与数、卒業・就職状況等5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
カリキュラム・授業概要(シラバス)6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
卒業に必要な修得単位数、成績評価の基準、取得可能な学位7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
キャンパスマップ、施設・設備、大学図書館、交通アクセス8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
学納金、奨学金、特待生制度9) 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること |
|--|

修学支援及び心身の健康等の支援、進路選択に係る支援

10) 国際交流・社会貢献等の概要

国際交流（協定相手校など）、地域交流（社会貢献活動）、大学間連携（大学コンソーシアムあきた）、産学官連携、東日本大震被災地支援

11) 施設情報

12) 消費収入・消費支出

13) 財産目録・財務諸表

14) その他

設置計画履行状況報告書、事業計画、事業報告書、監事の監査報告書など

ホームページ以外の公表方法としては、毎年作成する「日本赤十字田看護大学 日本赤十字秋田短期大学 大学案内」及び日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学報である『CARILLON カリヨン』を年1回発行し、両大学の活動状況を、学生、教職員が共有するとともに、学生の父母、全国の赤十字関連施設、東北6県の高専学校に向けて発信している（資料10-5、10-6）。

（2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学は、平成21年（2009年）4月大学開学と同時に、前身の日本赤十字秋田短期大学の教育研究活動評価委員会を評価センターと改め、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程」を整備した（資料10-7）。評価センターは、経営会議の議を経て学長の任命を受けた評価センター長及び教員、事務局評価担当職員らの運営委員で構成された。そして、大学・短期大学合同で、各担当部署からの報告を用いて評価センターが自己点検・評価報告書を作成し、全学的なPDCAサイクルの構築を目指した。

しかしながら、年度ごとに評価センターが自己点検・評価を集約し、経営会議及び教授会に報告してきたものの、質保証のための評価という点では、改善の実行主体あるいは責任主体が明確化されておらず、必ずしも十分とはいえなかった。そこで、平成25年度における教育研究組織の見直しを受けて、委員会・センター組織等の自己点検・評価に関して、改善の実行・責任主体の明確化に取り組んでいる。

その中での評価センターの役割は、自己点検・評価の効果的な推進を図るとともに、その手法の開発、並びに教職員の意識の向上を図り、委員会等を含むすべての部署でPDCAサイクルの手法の定着を目指すこととした（資料10-8）。

自己点検・評価に関わる体系を図示すると次のようになる（図10-1）。教職員の自己評価シートは評価センターで集約され、学長に直接的に最終報告がなされる。また、それぞれの各委員会・センター及び事務局・図書館等の部署は、年度計画に基づいた活動を実施し、年度ごとの自己点検・評価を行い、課題、改善方向を検討したうえで次年度の計画および予算を申請する。自己点検・評価は、統一された様式を用いて、評価の視点を明確に示し、点検・評価がエビデンスに基づいて行えるよう工夫したも

ては6点の指摘を受けた。これらの指摘に対しては対応を行ったうえで学長から理事長への報告を行っており、内部質保証の機会としている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

内部質保証システムを有効に機能させるためには学内のすべての組織が自己点検・評価活動を実施し、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくサイクルの確立が重要である。教職員個人のレベル、委員会・センターなどの機関ごとのレベル、大学全体のレベルの3段階での自己点検・評価があるが、教職員個人のレベルでの取り組みは各自の裁量にゆだねられていた。このため本年度より、教職員の自己点検・評価に対する意識の向上と自主的な改善努力の促進を図るために、全教職員に対し「教職員自己評価シート」の作成を導入した(資料10-10)。また、自己点検・評価による内部質保証の重要性を全教職員に理解してもらうための研修活動として、大学基準協会より専門担当者を派遣してもらい、講演・研修会を開催した(資料10-11)。

教職員自己評価シートは、年度開始に各自が目標を立てた研究・教育領域、業務領域、社会貢献活動領域等の計画が、年度末においてどの程度達成されているかを一人一人が評価・点検し、次年度に向けての課題を明確にさせるものであり、これらすべては最終的に学長に報告される。しかし、教職員活動の自己点検の組織的活用方法については未定のままである。

大学の諸活動における検証と見直しの例としては、自己点検・評価の方法を変更したことがあげられる。従来の「自己点検・評価報告書」の作成は、項目ごとに関連する委員会やセンターに点検・評価を依頼してきたが、報告書としてまとめるのに時間がかかり、次年度の活動に活かすような形で点検・評価が行えない傾向にあることは、反省点であった。そこで平成26年度より点検・評価の基準を設け、基準ごとに担当する学部・研究科組織、委員会・センター等に統一した表形式で依頼することにした。各部署から提出された現状把握と点検結果の問題点・改善点等の課題は、評価センターが全学的な観点から「自己点検・評価報告書」としてまとめることになった(資料10-12)。

また、本学の大学運営に関して客観的な質保証の外部評価を図る一環として、平成26年度から「日本赤十字秋田看護大学の運営に関する意見交換会」を実施し、外部有識者からの助言指導を得る機会とした。結果については、議事録を配布するとともに内容についてFD・SD研修会で教職員に周知した(資料10-13)。

本学看護学部は、文部科学省より認可時(平成20年10月)に2点、設置計画履行状況検査時(平成22年2月)1点の留意事項が指摘された(資料10-14)。これらの留意事項については完成年度である平成24年度までに、履行状況を年次報告し、設置計画の留意事項への対応は完遂されている(資料10-15)。また、完成年度において、設置計画履行状況調査・実地調査を受け(平成24年8月10日)、授業運営方法や授業内容について、大学側と学生の認識が乖離している点についてご意見をいただいた(資料10-16)。これらに対しては、教務委員会を通じて、オフィスアワーの周知、ガイダンスや授業要綱の充実を図るとともに、FD・SD研修会、教員会議等で啓発活動を行

い、改善努力をしてきた(資料 10-17 p130、10-18、10-19、10-20-1~4)。また、学生から出された大学への意見に対して、大学としての対応をフィードバックする方式についても学生委員会を中心に検討し、改善に繋げた(資料 10-21)。

看護学研究科は大学院設置の認可時(平成 22 年 12 月)に 3 点、大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査(平成 24 年度)の結果として 1 点(平成 25 年 2 月)、設置計画履行状況等調査の結果として 1 点の留意事項が指摘された(平成 26 年 2 月)(資料 10-22-1~3)。教員組織・配置についての指摘が中心であった。学内中堅・若手教員の育成、年齢構成を配慮した教員採用人事等により、教育研究の継続性が図られるよう、改善努力を重ねてきた(資料 10-23)。

2. 点検・評価

本学では、情報公開について開学以来着実に実施しており、社会に対する説明責任および透明性の確保に努めている。内部質保証システムは、平成 25 年度の教育研究組織の見直し、諸規定の改編を踏まえて新システムが始動しはじめたばかりであり、その評価は今後の活動にかかっている。また、「自己評価シート」による教職員の自己点検・評価に対する意識の向上と自主的な改善努力の促進への取り組みも始まったばかりであり、基準 10 全体の充足状況としてはやや不十分である。

(1) 効果が上がっている事項

- ・平成 25 年度からの一連の取り組みにより、評価センターを中心として自己点検・評価に関する意識の啓発活動を続けていることは評価できる。
- ・情報公表については、ホームページや各種媒体を通じて積極的に行っている(資料 10-24、10-25、10-26-1~2、10-6)。

(2) 改善すべき事項

- ・質保証の責任は、事項によって教授会、研究科委員会、経営会議あるいは学長が負うこととなっているが、自己点検・評価に基づいた見直し、つまり CA と、それを計画の修正に反映させる働きに不安が残る。特に、事務局に関する自己点検・評価の結果を、改善・改革につなげる体制が整備されていない。
- ・各年の自己点検・評価報告書が、本学の中期計画と単年度計画、それに基づく目標と評価の関係になっておらず、本学の目指す方向性に対しての自己点検・評価の役割が充分には果たせていなかった。
- ・自己点検・評価報告書作成時期になると、部署の責任者をはじめとする一部の担当教員・職員に作成のための対応が集中し、評価に対して負担感が大きい。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

・教職員個人のレベル、委員会・センターなどの機関ごとのレベル、大学全体のレベルの3段階を意識しながら自己点検・評価活動を行うとともに、評価項目を念頭においたうえでの計画作成などについて、評価センターを中心に組み組んでいく。また、エビデンスに基づいた評価を行うためには、現在の部署単位で行われている小規模な調査を集約して、ヒアリングやアンケート調査など目的に応じた有効なデータ収集体制を整備する必要がある。そのために、各部署が行う調査について、評価センターを通して学内の情報共有のための体制を整えていく。

・情報公表については情報・広報委員会を中心に改善に取り組んでおり、ホームページを閲覧しやすくするとともに、コンテンツの定期的なアップデートなどの体制を整える予定である。自己点検・評価結果の教職員での活用については、報告書を配布するだけでなく、意見交換会などを通して全学での評価とそれを活かした質保証となるような機会を設ける。

(2) 改善すべき事項

・教職協働の重要性が強調されるようになってきたことや中央教育審議会大学分科会によるSDの義務化への動きに鑑み、事務局内での自己点検・評価のPDCAサイクルの確立は喫緊の課題である。質保証の責任主体を図10-1の中に新たに設けることも含めて、評価センターで方針を決定、経営会議に提案していく。

・第二次中期計画を意識した自己点検・評価報告書となるように、評価センターで報告書様式のさらなる改善に取り組む(資料10-27)。

・大学全体の活動評価には、他大学との相互評価、また有識者による本学の経営・教学両面に渡る点検・評価を積極的に取り入れていく。赤十字関連大学や赤十字学園だけでなく、「大学コンソーシアムあきた」など、同じバックグラウンドを持つ秋田県内の大学との協力関係を通じた自己点検・評価についても平成27年度以降に評価センターで原案を作成する。

4. 根拠資料

10-1-1	自己点検・評価報告書	平成21年度
10-1-2	自己点検・評価報告書	平成22年度
10-1-3	自己点検・評価報告書	平成23年度
10-1-4	自己点検・評価報告書	平成24年度

- 10-1-5 自己点検・評価報告書 平成 25 年度(既出 1-10)
- 10-2 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 情報公開
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=171
- 10-3 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ 大学基本情報
http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=169
- 10-4 学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱
- 10-5 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 大学案内 2014
(既出 1-6)
- 10-6 学報『CARILLON カリヨン』 No.3(既出 1-7-3)
- 10-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程
平成 21 年 4 月 1 日施行
- 10-8 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程
平成 26 年 4 月 1 日施行
- 10-9 学校法人日本赤十字学園 内部監査規程
- 10-10 教職員自己評価の活用に関するガイドライン・教職員自己評価シート
(既出 3-13、9(1)-17)
- 10-11 大学基準協会の大学評価及び内部質保証について及びアンケート結果
- 10-12 「平成 26 年度 自己点検・評価報告書」作成の打合せ 資料及び点検・評価項目表
- 10-13 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学の運営に関する意見交換会議事録
- 10-14 【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 大学の設置 平成 22 年 5 月 1 日現在 6 留意事項に対する履行状況等
- 10-15 設置計画履行状況等調査の結果について(通知)
- 10-16 平成 24 年 8 月 10 日文部科学省実地調査による課題
- 10-17 日本赤十字秋田看護大学 学生便覧 2014(既出 1-2)
- 10-18 日本赤十字秋田看護大学 平成 26 年度学習ガイダンス(第 6 回生、第 5 回生、第 4 回生、第 3 回生) (既出 1-5)
- 10-19 平成 26 年度 日本赤十字秋田看護大学 授業要綱 (SYLLABUS) 2014
(既出 1-1)
- 10-20-1 平成 24 年度第 7 回 FD/SD 研修会次第及びアンケート結果
- 10-20-2 平成 24 年度第 8 回 FD/SD 研修会次第及びアンケート結果
- 10-20-3 平成 24 年度第 9 回 FD/SD 研修会次第及びアンケート結果
- 10-20-4 平成 25 年度第 4 回 FD/SD 研修会次第及びアンケート結果
- 10-21 平成 26 年度第 6 回日本赤十字秋田看護大学教授会議事録
- 10-22-1 平成 23 年度開設予定の大学院の設置について(通知)
- 10-22-2 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査(平成 24 年度)の結果について
- 10-22-3 平成 25 年度設置計画履行状況等調査の結果について(通知)
- 10-23 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程に係る設置計画履行状況等調査の結果に伴う「留意事項に対する改善状況等報告書」の

提出について

- 10-24 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ Top
<http://www.rcakita.ac.jp/#ad-image-0>
- 10-25 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 学校案内 2014
(既出 1-6)
- 10-26-1 学報『CARILLON カリヨン』 創刊号(既出 1-7-1)
- 10-26-2 学報『CARILLON カリヨン』 No.2(既出 1-7-2)
- 10-27 平成 26 年度 第 8 回 評価センター会議議事録

終 章

本学は、看護学部、看護学研究科ともに平成 25 年（2013 年）3 月に看護学部第 1 回卒業生と看護学研究科第 1 回修了生を送り出したところであり、大学として認証評価を受審するのは初めてである。今回の自己点検・評価の過程において、教職員の多くが開学からの目標に向かってそれぞれの役割を遂行してきた努力をお互いに認めるものの、その成果を形として表現できていない部分があるという現実と直面した。それに対し、各センター・委員会と連動して、FD・SD 委員会による検討会が開催されたり、評価センターが取りまとめる毎年の自己点検・評価報告書の形式を見直し、PDCA サイクルに沿って計画から評価までが可視化できるような対応策をとったりと、既に改善のための行動を起こしていることに、教職員の底力を感じる。この動きには、平成 26 年度に、大学のセンターや委員会組織の一部が合同で運営されている併設の日本赤十字秋田短期大学介護福祉学科が認証評価を受審したことも影響していると思われる。短期大学の受審を通して、大学運営における自己点検・評価の重要性を教職員が再認識したと捉えている。

以下、本報告書の最後に、自己点検・評価を概観し、全体的な目標達成状況を踏まえて、今後の課題や展望等について述べることとする。

本学は、世界的な人道機関としての赤十字の理念である“人道（Humanity）”を建学の精神とし、看護の実践と看護学を迫及することにより社会に貢献することを使命とする高等教育機関として着実に歩んでいる。また、東北で唯一の赤十字の大学としての特色を、広く社会にアピールできている。本学の理念・目的を具現化するための教育研究組織は、認知症認定看護師教育課程の開設に代表されるように、社会の要請に応えることを視野に適宜改編を行っており、限られた教職員数で効率の良い組織の運営を目指して努力している。今後も定期的な検証を行うことで、地域の課題解決や看護学の発展を担う組織を目指す。

そのためには看護学部・看護学研究科にふさわしい教員組織を備える必要がある。FD・SD 研修会等を通して、教員の資質・能力の開発への取り組みはなされているが、目指すべき教員・教員組織の像が明確になっていないため、明文化に向けて取り組む必要がある。また、平成 26 年度より開始された、教職員自らが行う自己評価や、他大学との連携事業も、教員の資質向上と教員組織の整備に役立てていきたい。

本学が定める教育目標の達成状況は、看護学研究科における取り組みにやや弱い点があるものの、教育課程、教育内容、教育方法、成果ともに概ね達成できていると言える。平成 26 年度に新しく定められた DP と従来の教育目標、カリキュラムとの整合性の調整を行い、シラバスや授業評価方法の改善を通じた教育の質保証にも引き続き取り組んでいく。また、本学の DP が明文化されたことを受けて、既に定められており基準となっていた学生の受け入れ方針についても、検討を加えていく予定である。

本学の学生支援は、アドバイザー制度と委員会によるきめ細かい対応により、修学支援、進路支援に関しては適切に行われており、教育目標達成の一助となっている。しかし、看護学研究科における学生支援体制がとれていない点や、ハラスメント防止に向けた実質的な取り組みが不足している点は、今回の自己点検・評価によって明らかになった優先的に取り組むべき課題である。

教育研究等環境は、本学の理念・目的に基づいて適切に整えられている。今後は教員の研究活動の支援体制を整えるとともに、社会に対して教育研究成果を還元していくための環境整備にも着手したい。さらに、赤十字の特色を活かした災害に対する支援、救護訓練活動、地域との連携による学生及び教職員のボランティア活動等の社会連携・社会貢献によって、地域社会における本学の存在意義を高めていく所存である。

本学が質の高い教育内容と、学習環境を具備し、大学の理念・目的を実現していくには、教員と事務職員が連携した有効な管理運営システムの構築と、財政基盤の安定が不可欠である。学園本部及び本学の中期計画を遂行するための中・長期的な人員配置についての検証を行い、規程に基づいて大学業務を円滑に行っていくとともに、経営分析と外部資金獲得への取り組みを継続する。

前述した全ての基準に関連して大学の質を保証するために必要なのは、内部質保証のための組織・制度の確立である。大学教育及び看護学教育の潮流の変化を見据えつつ、特に事務局内での自己点検・評価のPDCAサイクルの定着を目指したい。

最後に、今回の自己点検・評価を本学の発展に活かすためには、本報告書に記載している様々な改善・発展方策を確実に実現していくことが、重要な課題であることを再確認し、今後の教職員の更なる役割遂行に期待して報告書を終えることにする。

日本赤十字秋田看護大学
学長 安藤 広子